

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成27年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成27年12月14日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津 本 ・ 光……………45

1. 町長の政治姿勢について「公約」と「長期計画」
2. マイナンバー制度の導入について
3. 観光客への「やさしい」おもてなしの出来る行政へ

5番 石 橋 徹 央……………68

1. 長期総合計画について

7番 曾 根 和 仁……………77

1. 市野々区の山林で行われた切り取り工事について再度問う
2. 南紀園の現状について
3. 透析患者の声にどう答えるのか

9番 亀 井 二三男……………99

1. 町長の行政執行手腕について
2. 宇久井地区尾後地内 (K・Kチスイ用地造成) の進捗について
3. 災害避難路造成支援について

12番 東 信 介……………115

1. 防災について
2. 公園管理について
3. 鳥獣害について
4. 少子化対策の観点からの学校給食について
5. 宿泊者増への対策について

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 荒 尾 典 男	2番 左 近 誠
3番 下 崎 弘 通	4番 中 岩 和 子
5番 石 橋 徹 央	6番 金 嶋 弘 幸
7番 曾 根 和 仁	8番 引 地 稔 治
9番 亀 井 二三男	10番 津 本 ・ 光
11番 森 本 隆 夫	12番 東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名 (16名)

町 長 寺 本 眞 一	副 町 長 植 地 篤 延
教 育 長 森 崇	消 防 長 江 崎 光 洋

参事 (総務課長)	城本和男	教育次長	下康之
総務課 国体推進室長	矢熊義人	会計管理者	田代雅伸
病院事務長	喜田直	税務課長	久葛章功
住民課長	玉井弘史	福祉課長	大江政典
観光産業課長	在仲靖二	建設課長	橋本典幸
水道課長	関正行	総務課主幹	塩地法政

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	伊藤善之
事務局主査	青木徳之
事務局副主査	疋田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） おはようございます。

10番の津本です。今から一般質問をさせていただきます。

まず最初に、もう一度町長にお聞きしたいんですが、1期目の立候補したときの公約についても一度5点、前のときに言いましたが、言っていただけますでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 大まかに言いますと、財政の問題、観光の問題、産業、少子化、医療・福祉、防災ということやったと思います。そういう中で、財政も厳しいということで、どうするかということは今、いろいろな事業を抱えながら財政の問題に取り組んでいるところでございます。

観光については、町の産業の柱の一つでありますので、観光の事業としてはいろいろな面で工夫を凝らしながら進めてきたところでございます。

次に、水産でございますけれども、水産についてはですね、その当時は冷蔵庫の問題等についてはなかったわけでございます。そういう中でその当時いろいろな面でマグロのPRを重ねてやっていくということを重点に置いてやってきたところでございます。

少子化、教育の問題については、1期目では中学校の医療費の無料化というとかそういうことで支援し、いろいろな面でやってきていると思います。病院については、建設するというところで方向性を見ておりましたけれども、そういう意味では22年になった当時、病院長ともいろいろ協議した結果、新しく建てかえるということでやってきておるところでございます。

防災については、いろいろな耐震化の問題を取り上げていきたいということで、なかなか庁

舎の耐震化については今のところどういう方法がいいかというのは建てかえするというでもなかなかそういう面の資金繰りもできませんので、当然今のところこの状態、もしくは柱にベルトを巻くという、テレビでもやっていたけれども、補強できるということが、ある程度の強度を保てるということもやっておりましたので、そういうところも今検討しているところでございます。

以上、そういうところをやってきたところでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そんなことを聞いてないんですけども、時間がもったいないので。

ここに5点、こういうふうに書いてあるんです。こんなの持ってないんですか、町長出したときに、立候補されたときに。私やったらずっとこういうの、基本で置いときますよ。何でもそうだけれどもやっぱり初心に返らずです、やるときは。それで、ここを出したことを5つの約束といって5つの公約を聞いているんです。何も細かいことを聞いてません。だから、的確に答えてください。それがまず1点です。

その中で、もうそやからあえて言いませんが、こういうふうにしてちゃんと町長も多分持ってると思いますが、公約の5つ、この大きな柱があるんです。これに基づいて私いろいろ聞きたいと思っています。前もそうでした。そこで、この間、大型事業の見直しについての決議案出されましたんですが、これ町政懇談会るときも言われましたが、真摯に受けとめて進める、こういうふうに言われました。それについて町長は具体的にどう考えておられますか。それを聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 病院建設に当たっては、9月の議会で経費の節減をするようにと。できる限りのその辺のことを考慮しながら、財政負担にならないようにということで、我々といたしましてはそのような形で今進めておるところでございます。

〔10番津本・光君「病院だけじゃないですよね」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今の質問で、病院だけの問題じゃないです。ここでかけられた決議は。

その具体的な中身についてどういうふうに真摯に対応されるんか、具体的に答えてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 大きな事業で今、計画を皆さんにも見せたと思うんですけども、当面病院の建設を実行していくということで、そしてクリーンセンター、冷蔵庫の問題を取り上げて、取り組んでいこうということでございます。その辺についてもできる限り、補助金の問題とか費用の捻出については今苦慮しているところでございますけれども、決めた以上はその辺の実行をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中岩和子君） 順番に行きますか。5つを答えていただきますか。

○10番（津本・光君） もういいです。

○議長（中岩和子君） それでは、10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、公約も具体的に覚えておられない。

ほんで、このクリーンセンターの問題ですが、先日私天満区の総会に行ってきました。傍聴に行ってきました。天満区の方はこう言っているんです。町長はいいわけに來ただけやないか。誠実に謝罪することが先決やと。こういうふうにして憤慨されていました。

クリーンセンターの問題で具体的に言うてくださいと言ったんです。だから、建設の問題も含めて、今後どう対処されるのか。それがいっこともないんです、今の話の中で。真摯に向き合っていくということと言いながら、全然されていないんです。それは町長だけがわかってないんかどうかわりませんよ。ほかの、課の方は、課長さんはわかっているのかどうかわりませんが、少なくとも町長は、事業を進めていくに当たってはそのぐらいのことを理解しとかならんかなですよ。

このときに、平成19年です。7月に天満区との協定の問題が浮上したときに、町長、あなたは委員会で議員としてどういうふう発言されておりますか。それを言うてください。覚えてたら言うてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時は当然老朽化しているということについては認識もしていましたし、そういうことで、建てかえということは計画の中に、やるべきだということは私も承知しているところでございます。

ただ、今回の計画の中でも5年の延長を今、天満地区のどこにお願いしておるところであります。そのときに先月おわびを区民の話し合いのもとでさせていただきました。そういう中、どこまでとり方が、私がどこまでやったらいいんか、それが誠心誠意に伝わってないということが、私は実際にはしっかりと28年3月までということに対しては、なかなかできなかったということに対する言いわけと言われたらもう言いわけ、とり方によりますけれども、そう言われても仕方がないと。そういう意味では、私の責任のもとで今後もこの事業ということを見直して、29年、30年の間にクリーンセンターについても進めていければと考えておるところでございます。具体的にというところとそういうところで計画はつくっておりますので、その辺はその時期に合わせてやればと考えております。

○議長（中岩和子君） 19年の委員会で何をというのを聞きになったんですけど、それは。

○町長（寺本眞一君） さっき言うたよ。

○議長（中岩和子君） いいの、あれで。

○町長（寺本眞一君） 老朽化の問題も。

○議長（中岩和子君） それ19年のことでね、そのときに言うたんですね。わかりました。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 町長はそこでこういうふう述べているんです。私議事録調べてきましたので。クリーンセンターのものです。これは課長さん、当時の。なかなか9年といっても十分時間があるとは思っていないんです。そして、そのことに対して、できない場合もあるという課長の発言に対して、寺本町長は、委員でとしてこういうふう言うてるんです。それが織

り込めたらええけども、織り込めなかった場合に私がかねがね思うのは、行政が約束と実行をせなんだら、次事業するとき、ほかの事業をやっていくときに理解を得られないやろと思うんですよ。だから、10年なら10年という期限の中で対策を考えていかなんだら、その時点でいろんな協定内容が書いてあったとしても別としても、今までそれがあつたさか皆トラブっているんことが起きていると。だから、行政は、守ることはしっかりと守っていく、こういう原則を言われているんです。これは当然ですよ。だから、今その立場に立って町長に発言を求めているんです。この経過間違いないですよ。どうぞお願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺については、私就任当時はっきりと、一番先に聞いたのはクリーンセンターの内部機構でどういうふうな形でやっているかということ、当時の副町長が内部でそういう検討委員会をつくって今進めるということをおっしゃいました。そういうことで、その内部の検討はどうなっているかということをお尋ねたわけでございますけれども、当時何も決まっていなかったというのが現状でございます。

それでは、そのときに私は部下に言ったのは、約束は約束なんで、できる限りその地点でできるような方法、私に残された時間というのはその地点で6年という期間でございました。そういう中でできる限り実行しようということは最大限努力してきたつもりでございます。

ただ、言いわけ言いわけと言われますけれども、23年の災害が起きたときにはその分はどうしても時間経過というものはいたし方がなかったと。そのときに22年就任以来、場所の選定から始まって地元の説明会、いろいろな面で進めていたところでございます。そういう中であの災害の発生がありました。そういうことで2年おくれ、3年おくれということになっております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 不必要なことは答えないでください。時間がほんまに食うだけですから。

町長は自分の責任、発言責任、しっかり持ってほしいと思うんです。2期目のときのこれです、この中にも病院の問題とクリーンセンターの問題ちゃんとやりますというて書いてるんです。だから、今町長が言われていることは、誠実に天満区民と向き合って、彼らから出てくる要望をしっかり受けとめてそれをまずやることです。そこを誠実に謝ってやらないと、ここで町長自身が言うてるじゃないですか。そこをしっかりとやらないといけない。言いわけ要らんです。今のいろいろ言うのは言いわけなんです。それを言うんです、みんな。だから、そこをしっかりと受けとめて、今後天満区民の方との話し合いの中で、もう一遍今度は町長呼ぶというんでこの間言うてましたから、そのときにはしっかりと誠実に対応してあげてください。

次に、冷凍冷蔵庫の問題ですが、これ町政の懇談会で意見を聞いてたときに、私はあそこの福祉会館のところで町長の発言、皆さんの意見を聞いてというふうに私は聞いたんですが、宇久井のほうの懇談会では、例えば30年からの開設やと、そういう話をされたと聞くんですが、本意はどちらでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時というんかそのときは29年、30年の間に着工して33年までということ  
を話ししております。計画上そういうふうにはせざるを得ないという、財源の問題もございま  
すし、そういうことで答えてきていると思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この問題もそうなんです。はっきりしたってほしいんです。これ、那智  
勝浦町漁業組合の債権問題起こったの、議事録で、私そのときはこっちにおりませんでしたの  
で、平成11年、12年です。漁業組合が抱えた債権の問題めぐって担当で相当もめられていま  
す。そして、町が3割、県が7割の負担をするということがそこで決まってきました。そし  
て、そこで一番大事なのは何かというと、マグロの町としての市場を継続させることが最重要  
施策である。したがって、那智勝浦町が事実上運営の市場としていくこと。これが確認されて  
いるんです。そして、その議事録を読ませていただいても、そして11年12月ですか、臨時議会  
が開かれています。そこにも記録が載っていますが、やはりそういうことです。

その当時、町長も委員としてそこにこの漁協問題のほうにおられました。この問題、その  
とき、どういう立場で対応されましたか、どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その当時私も1年生でありまして、特別委員会に参加しました。そういう  
中、マグロの町ということはやっていこうということでございます。ただ、議員おっしゃるよ  
うに、私が議員の当時、前向いてこうしていたり、委員長してあるときには冷蔵庫の問題も  
取り上げたり、そして市場の問題、市場の今の第3売り場になるんですかね、人工地盤になっ  
たところも、ああいうところも委員会の中で発言させていただいたりして、その結果、当時漁  
協にしてみてもそういう、市場のつくりかえということができないんで、人工地盤という形で  
県にお願いして、そのときの負担がうちのほうが県よりも多かったと。先ほど、債権につい  
ての、11年当時3対7という割合で、今実際上は負担はしてませんが、債務の保証をして  
いるということで当時決まっております。特に委員会というのはじゃあどういことをやるん  
かということ、そういうことが皆さん御理解できてないんじゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 議員として活動したのは、私も1年目です。町長もそのとき1年目かど  
うか知りませんが。私はやるときにはこうしてひとまず全部調べます、きちんと。そこらでい  
いかげんなこと言いません。だから、このときに町長はほとんど発言してないんです。そし  
て、12月の議会のときにも賛成に回ってるんです、その議案に対して。その立場はどういう態  
度をとられたかと、どういう対応をされたというのはそういうことなんです。細かいことを僕  
らいろいろそのとき当時あったことを言われてもわかりません。だから、きちんとそういうと  
ころは要点だけ答えてください。

だから、この問題も、宇久井のほうでそう言われたんやったらきちんと誠実にそういうこと  
で動いているわけですから、今年度は無理としても来年度にかかるとか、そういうことで具体

的に書いていただきたいと思います。そうしないと、例えばこれも熊野新聞でもこう出されてます。前に施設の完成を祝うということで。ほんで具体的に事業が進み始めてます。

それから、この間の議会の一番初日に出された過疎地域の自立促進計画のやつです。この中にこういうふうにかかれてるんです。漁業は本町の基幹産業であり、90%以上が外来船であるために市場の活況は勝浦漁港に入港する船の量に大きく左右される。そして、そういう中で漁業施設では凍結、保管管理において漁業量減少に伴う使用域減少による非効率問題や老朽化問題があり、現況のまま使用していくことは困難な状況にある、こういうふうにかかれてるんです。そして、それに対しては、漁業施設においてこの老朽化問題が深刻になっている勝浦漁港の冷凍保管施設の更新を早期に実施していくと、こういうふうにかかれています。そして、そういう立場で答えてください。そこが一番大事なんです。それが町長がいろんなことを出されて見直しをして、そして誠実にやっていきたい、真摯に対応していきたいという中身はそういうことなんです。そこを町長はいつもおっしゃらないから、問題が長引くんです。だから、そこを明瞭にしてください。どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 言うはやすし行うはがたしという言葉があります。財源の問題とかそういうのはあなたたちは、議員にとってはどういうふうにして考えているか、その辺も十分理解の上で私は事業を進めていかざるを得ない立場でございます。そういう意味で、今言われたようなことについては計画を立てておるとおり、そのように進めていければと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 財源の問題と言いますが、町長自身がいろんなところで使い分けしているんです、財源の問題については。あるときは健全だといい、あるときは財政は厳しい、ほんであるときは財政は破綻する、こういう使い分けを言葉の上ではしてるんです。だから、安易にそういう財源問題でこちらに責任を振らないでください。これはあなた自身の問題です。

次に、私、だからこの漁港の問題早く対応してやらないと、ここにも書いてますように船が入らなくなったら大変になるんです。基幹産業である限り那智勝浦町の経済、落ち込んできます。これは後でもまた聞きますけども、観光客の集客の問題にしてもそうです。当初の予定よりも相当落ち込んでます。だから、予定というよりも町長の目標よりもそこまではいってないです。だから、そういうことも含めて勝浦の地域産業を支えていくためには、このマグロの問題はここで何遍も書かれているように、しっかりやらないかんです。そこをその立場に立って町長がやらないと、本当に私は勝浦、大変なときが来ると思います。そこをみんな心配しているんです。だから、そこはしっかりと担当者等も含めてやっていただきたいと思います、こういうふうに思います。早期に実現を見るようにしていただきたい。

そして次、そのときに私は町長の政治姿勢に対してちょっと問題を感じます。先ほど、8日に行われた新病院建設に伴って、人工透析の患者との話し合い、この間、町立病院で行われました。私もある方から、津本さん聞きに来てよと言われたんで聞きに行きました。私はそこでは人工透析の方との説明会なので、いろんなことがあったとしても一切口は出しませんでし



た。静かに聞かせてもらいました。けども、そこで言われたこと、非常に憤慨する部分があるんですが。その当時の熊野新聞に出てます、記事。ここにも書かれていますが、その話し合いは、町のほうが責任を持って説明責任を果たさなければならなかった、そしてそのときに廃止の原因についてどういうふうに、何でやということ聞かれたときに、町長はこういうふうに言われたんです。夕張みたいになるとかいろいろ言われてとかそういうことを口実にされてるんです。一番私の驚いたのは、議会でも言われなかったと。議会の見直しの意見もあったと。人の責任に転嫁をする、そういう発言をそこでされてるんです。私これ物すごいびっくりしたんです。

そこで、聞きますけど、誰が議会のどこで人工透析がなくなる、そういう報告されたんですか。聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） うちの皆さんに説明したのは内科、整形、リハ、そして眼科ということ。今回の病院の地域としての役割を担って建設しますというところで、皆さんがそこで何も疑問に思わなかったというのは私らの説明不足だったかと。

委員会というところで、当然そういうことを議論し、我々との意見の調整をしながらそういうことを取り上げていただくというのが私は委員会の務めだと思っております、委員会のあり方だと思っております。そういうところで、何の発言もなしにいきなりそれは知らなかったというのは。議会民主主義の中で、町民の意見を酌み取ってそれを反映するというのも、私は議会の一つの議員の務めかと思えます。そういう意味で、そういうところと言われておれば。ただ私のほうに入ってくるのは代言を、夕張になるというのは私は一回も夕張になるとは言っていない。

〔10番津本・光君「言うてます」と呼ぶ〕

なると言われているって、吹聴されてると言うてるだけで、私は夕張にならないようにやっけていくということを常々言っております。そういう意味で財政の見直しも十分検討し、その中で皆さんに言われるのは、破綻するじゃないか破綻するじゃないかと言われながら、この間の9月でそういう決議案を出されたんでその辺も考慮して十分節減するよう努めてきたところでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） なぜ疑問に思わなかったかというて、これに書いてあることですよ、これ。あなた、町長、自分のときは責任横に置いて人のときだけこういうこと言うんですか、今みたいに。

ここで、当院は休診中の外科、婦人科はもとより小児科、耳鼻咽喉科を廃止し、新宮市立医療センターと連携して内科、整形外科、リハビリテーションを中心にした診療科へ再編する、こう書いてる。そしたら、これ見たら、私が勝手に思ったんだったらいかんから、私、元看護師長をされた方に聞きました。そしたら、彼女も言うてました。私も人工透析科あると思ってたというて。あの新聞見てびっくりしたと、こう言うてました。誰もそう思うんです。内科が

あったらそうじゃないですか。ここで人工透析廃止します、そしてこれ言うてから大分たっているんです、そうでしょ。大分たってて、この説明会もこれ、町側からやったんですか。患者から求められてしたわけでしょ。これこそ責任転嫁違うんですか。今の発言でしたら。だから、そののところがあなた自身がしっかり受けてやらないと、本当にこれ、人の命守ることでできませんよ。新しい病院になっても。そこを私言うてるんです。

もう一度聞きます。ほんで誰がどこで言うたんですか、そのことを。透析がなくなるということ。

○議長（中岩和子君） 濟いません。透析についてはこの通告に入っていないので、その部分の答弁を控えていただけますか。

○10番（津本・光君） わかりました。この問題は私、後で出てきましたんで気になって。なぜかといいますと、そしたら私の意見だけ言います。これが決まった後、ある人がもう既に新宮市の病院に転院をされてるんです。この説明会の後。その方は話を聞いててほんまに私ももう同情したらということじゃないんですが、その人の立場に立ったときにはほんまにつらい思いをしました。この説明会受けて、すぐ新宮の病院と連絡とっているんです。その理由は、後になって紹介されても遠いところに行かなければならないようになったら困ると言われただけで、説明会では串本まで範囲の病院が紹介されておった。そしたら、当然次あかんかったら串本まで考えるんです、そうでしょ。その範囲にあるわけですから。そこで病床が確保されてるところ説明ですから、その方はそう思った、だから早いうちにせないかん、もう既に何人か変わられてるそうです。そういうふうにしてこのことが、結局説明会でやられたことが患者を、私から言えば切り捨てていってるということになるんです。

意見ですので。濟いません。

それで、この患者さん、病院から迎えに来るの6時半やというんです、朝の。6時半やというんです。そしたら私、80の。あ、濟いません。

○議長（中岩和子君） 濟いませんね、通告外になってきますので、次へ進めていただけますか。

○10番（津本・光君） わかりました。ということで、患者の意見をしっかり聞いて対応していただきたい。後で曾根議員のほうからも質問があると思いますんで、私が聞けなかった分、そこで聞いてもらえたらと思いますが。よろしくお願いします。

次に、そういうことの中で、町長は安心、それから生きがいのためにということで、高齢者向けの公約で75歳以上の独居老人への保健師の巡回訪問とかそういったことも月1回実施する、こういうようなことも老人医療を守るためということであるわけですが、そういったことを1期目のときで公約でされておられます。そして、これをさらに附帯世帯へと広げていくんですが、そういったことについては公約の問題でされてますか、今現実には、対応として。これ公約されてるやつなので、先ほど項目の中には公約の問題は聞いておりますので。町長の範囲で、わかる範囲で答えてください。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） ただいまの御質問について福祉課のほうから少し御説明させていただきます。

きます。

高齢者訪問につきましては、平成22年4月から75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を月1回保健師が訪問して健康状態の把握と食生活の指導等を行う事業を開始いたしました。その後平成23年度には、同じ高齢者世帯を対象に新規事業として、もしものときに連絡先や服薬名、かかりつけの医師を記録した緊急時用ヘルプキットの配布事業もあわせて始めさせていただいております。

しかしながら、平成23年9月の台風12号災害により被災された方々への戸別訪問や精神的支援を目的としたほっとサロンを開始いたしました。このことにより、高齢者訪問への対応が難しくなりました。そこで、以前から独居老人訪問を実施しておりました消防本部に協力を依頼いたしました。それで、消防本部と福祉課とタイアップして独居老人とあわせて訪問させていただいております。そのデータについては消防と現在共有しており、福祉課におきましては包括支援センターがデータの管理を行っております。あと、救急要請等がございました場合には情報の交換を実施し、現在に至っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私それも福祉課のほうに行きまして聞きましたので、だけでも現実的には75歳以上の独居老人方面への保健師の巡回訪問、こういったことについて月1回実施するようなことは現実に途中で頓挫をしております。そういうことで町長が公約として掲げられたことは、私は誠実にやっていただきたいと、このように思うわけです。

そこで次、手が出ない状況を乗り越えていくかしっかり考えてほしいわけですが、将来像についてですが、町長はこの長期計画ですね、この中に将来像で町長自身がどういうふうなテーマとして掲げられているか御存じですか。お聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 考えているというのは、どこの範囲までを議員のほうが言われているんか、背景というんか柱の部分については住民協働の推進とか少子・高齢化の推進、産業構造の変化とか深刻化する環境問題とか自然災害とかそういうところでやっております。基本的には、将来像としては「豊かさとやさしさが溢れるまち」、のような形をつくれればと思っております。その辺についての全文はそこの中に書かれておるとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それで結構です。「豊かさとやさしさが溢れるまち」、こういうふうに書かれています。私も、これずっと大体目を通させていただきましたが、このときに私は、考えていただきたいのは、本当に優しさがあるまちづくりということで、最近勝浦でもこちらのほうでよく言われますが、医療難民、買い物難民の問題が現実起こってきております。

この間、新宮と潮岬間の路線バス、これ廃止になりました。下里から浦神までの予約タクシー、これも実施することになりましたが、このとき地元と何回話し合いをされましたか。そして、その話し合いに町長自身も参加しましたか。それお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 新宮潮岬線の廃止に係るということで、現在、予約タクシーをその区間で運行させていただいております。説明会につきましては移行の際に、浦神、それから粉白地区で説明会を行っております。そしてまた、回覧等で広報はさせていただきました。

以上でございます。済みません、町長は出席しておりません。担当者のほうで説明会をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 係だけでやってもいいんですよ。そのかわり、係だけで行く場合にはクッションが必要です。1回の説明会で、はい終わりという、この間の病院の人工透析の問題の説明会みたいに、1回だけで終わりというようなことは、これはやめてほしいと思いますが。このときに、町民の生活に大きな影響を与えるこの事案に対して、町長は町長で行ってなく、そのかわり先ほども言いましたように係にきちんと任せながら後、調整をすとかということではやってかなければならないと思うんですよ。1回だけの説明会ではもう強行実施になります。

串本でも同じ問題が起こっています。このとき、串本町は地元で3回足を運んでいるんです。地元で3回。1回目は提案。2回目は地元の意見を聞く。そして、3回目は町の最終提案。こうしてるんです。こういう段階を踏んでるんです。僕はこれが当たり前だと思うんです。なぜかという路線バスの問題、先ほども言いましたように医療難民、買い物難民、いろんな問題で生活が大変になります。そこで、このコミュニティーバス、串本は田原の奥まで車入れてます、町の車を。那智勝浦町は国道で終わりです。だから、料金は串本は区間内であればどこから乗っても200円だと。利用者も多いと聞きます。

この違い、どう受けとめたらいいんですか。町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まず、担当のほうからお答えさせていただきます。

串本町では民間の業者さんが路線バスを運行してたわけなんですけども、運行の欠損金に対する串本町さんの補助負担が年々ふえて町が直営するほうが経費が安くなるということから、今回大幅にコミュニティーバスの導入になったと聞いております。その時点で路線バスも廃止されたということでございます。本町におきましては、まだ民間業者の路線バスがありますので、今はできるだけこれを活用させていただきまして、また廃止になった路線につきましては当然利用されている方もおりますので、住民負担をふやさない形で交通手段を確保していきたいと思っております。

もし今後、民間企業のほうの事業のほうの路線が撤退するという場合においては、本町におきましても当然本格的なコミュニティーバスの運行を考えていくという必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 最後に今課長のほうから、本格的な広域バスの運行を考えるという話があったんですけど、この部分はありますが、これも、町長が1期目のときに立候補された政策のビラの中に、循環バスを早期実現していくというのにはあるんです。だから、そういうことで係任せにしようんじやなくて、大事なところはポイントを町長が行ってみずから説明するぐらいの取り組みをぜひやってほしいなと思うんですが。

年金者組合の方が浦神で意見を聞きに回りました。そしたら利用しにくい、これでは対策にもならないし不便なだけ。優しいまちづくりを考えるならば医療難民、買い物難民を出さないために、特に浦神東地区の端っこのほう、あそこら大変です。そこから瀬田まで歩いていくと、いったら大変になる。そして、誰かと約束して乗り合わせていくとなったら余計に大変になる、面倒です。だから、そんなんやったらもう利用するのやめとこうと、こういう声が聞かれました。

そして、この医療難民、買い物難民の問題は下里の天満地区、宇久井地区のほうにも大変そういう状況があります。したがって、本当に早く町営の巡回バス、こういったものをできる限り町の隅々まで走らせる、こういう計画をぜひ考えてほしいと思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、今、民間事業者が路線を走らせております。今はできるだけこれを活用して残していきたいと考えております。それ以外の、また廃止された分につきましてはできるだけその現状を確保、利用されている方がおりますので現状を確保したいということで考えてございます。

仮に、今後全路線廃止ということになれば串本町みたいな形で定額で200円である程度のところまで奥も入ってやることも考えられますけども、今のところはそのままで至っていない、現状のある路線を確保していただきまして、できるだけ廃止されたところにつきましても利用者の便を図っていくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 高齢化の問題は勝浦だけじゃなくてどこでも大変ですが、だから早急に対応してください。これは高齢者にとっては死活問題になってきます。早期に対応して、考えていただきたい。

それから次ですが、ここに先ほど言いましたように町長の政策ビラ、1期目のときです。ここで先ほど言ったように医療難民の問題、もう一度言いますが、定期バスの来ない地域に町立温泉病院行きの循環バスを走らせてというような声とかいろんなやつが出てくるんです。だから、それに対して出した以上は誠実に対応していただきたいと、こういうふうに考えます。

次に、ビジョンの問題です。今、紹介させていただきましたが、長期総合計画、そのための

財政計画、この裏づけも必要だと思うんですが、それが当面の必要な予算だけで出されていて、あちこちで言われます、今の町の財政は健全ですというようなことはよく言われるんですが、私、これを計画やるようなことを考えたときに、これは単なる数字のまやかしではないか、そういうふうに思うんです。何度も言いますが、町役場の建設の、移転の問題、消防署の移転の問題、そして避難タワーや避難場所の問題、そういったことがこの予算の措置の中には一切ないんです。めどさえ立っていない。

前回の質問で私言わなかったんですが、例えば勝浦認定こども園、今の場所にいつまで置くつもりなのか。天満保育園も同じです。こども園の問題は、この近い将来、どこにも計画がないんです。新宮市はもう既に大浜保育所、あの浜の横に保育所がありました、これは移転を完了しています。小さい幼児を抱えて保育園、こども園で10分、15分でスムーズに移動できると、避難できるとお考えですか。町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 5分や10分というような時間ではなかなか難しいかと思えます。そういう意味で、我々としても計画に載せてないからやらないということではございません。ただ、そのときにいろいろな要素を絡めた上で実施できるのであれば、またその変更も考えて、計画変更も考えて過疎債の利用方法もやっていかなければと考えております。

場所がどこがいいんだと、認定こども園が位置でおって、川関の高台のほうへ持っていくんだというわけにもいかないかと思うんです。そういう意味では、場所の問題とかいろいろな問題が絡んできます。そういう意味で、議員がそこまでおっしゃるなら、低価格の土地なりをここだったら十分早急につくれるようなということがあればまた御提言していただければ、こちらとしても十分にその辺の検討も重ねてまいりたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この問題につきまして、だからそういうときのための防災計画大綱というんですか、そういうことも含めて移転の問題とかというのを検討委員会を持つなりしてきちんと対応していかないかと思うんです。

私前、防災の問題で言いましたが、串本町はこのくらい分厚い防災計画を立ててます。私ここへ来て、これは総務課長にも言うんですが、ここの防災計画をまだ見たことないです、ここの。だけど、向こうはこんなごっつい、きょう、冊子も重たいんで持ってきませんでした、ごっつい防災大綱出てます。それに基づいてやってるんです。それは最終的にはコンサルに任せてます。けども、それには町の職員の手加わってるんです。その結果として出てくるんです。

けども、那智勝浦町の場合、残念ながら防災大綱もまだまだ出てきていません。それは防災課が人数が少のうて大変なというような問題もありますが。そういう意味でぜひそういった、検討会を立ち上げるとかというようなことも含めて考えていただきたい。そうしないと保護者の不安は大きくなってきます。この間行ったらこういうことを言う。早く移転してほしいの声も出ている、聞きましたが、そのときに説明で申し入れをしたときに、お金がないという

返事に、ほかに大きなお金かけているのに何でという声が出されてました。これ保護者の不安はやはり当たり前です。あんな海に近いところであって。わかば保育園のほうが安全というふうにわかっているわけですから。だから、そっちの方が申し込みがふえてきます、当然。だから、そこらのところを、勝浦の将来を担う子供たち、この命を守ること、優先すべき課題だと思いますので、ぜひ検討委員会を立ち上げるとかということも含めて対応していかないと、ただ漠然と待ってて、計画の中に終わったら進みませんよ。それを私は言ってるんです。

だから、これからの10カ年計画の中でそういうことが一切書かれていない、ほいで財政的な措置は健全ですと言ったって、必要なものはこれからたくさん出てくるわけです。そういったことを全体見ながらやっていかないと、町民の信頼は得られないというふうに私は思います。

そして、その中でこの8次総合計画、先ほど読ませていただいて、その将来像について、テーマが先ほど言われました「豊かさとやさしさが溢れるまち」、この計画の作成に当たっては関係された係の方大変だったと思いますが、私がそこで思うところを少しずつ、少し具体的に述べていきたいと思います。町長自身は、例えばこれ読んだときに、「豊かさとやさしさが溢れるまち」というんですけれども、具体的に町長自身は頭の中でどういうふうに描かれるんですか。それ聞かせてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） できる範囲ということがございます。議員おっしゃるように、全てを満たしてやるのであればどれだけの資金が必要でどれぐらいの財政が負担していかなければならないのかというようなことも含めて、長期の中で、今までの長期総合計画の中で100%それを実施したということもできておりません。

今回の計画もそういう中で長期総合計画をつくって、やれるところはその中でも優先順位またそれを実施するべきときにはやれるような態勢でその計画をつくっておるわけなんで、全部計画を実施するのであれば、それじゃ書かなければいいんじゃないかと言うかもわかりませんが、そういうことじゃなく、我々としてはこういうことも将来的にはやっていきたいというビジョンを今その中に組み込んで、長期総合計画を作成しているところでございます。

防災についても、今度まとめでうちもコンサルなりを頼んでまたそれを仕上げなければならぬと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 計画。もう既に勝浦で災害を負ってから何年たってるんですか。だから、そういう話し合いがそれにつけてのあれが具体的に始まってないのが問題なんです。財政の計画性、先ほど言われますが、それなら10年の間にこうしたいとか、これについてはこの、ここは今これ考えているから次の手としてはこういうふうに考えたい、優先順序を言うのであれば、そういったことも含めて出すべきだと思うんです。それが、あるもの1本だけで絞ってやると、ほかのは何やということになってくるんです。そこをしっかりと受けとめて町長は考えていただきたい。そういう意味での財政提案をしっかりと、何ちゅうてもいろいろな財政出動の権限は町長が持っているわけですから。そこをしっかりとやらしてもらわないと、しっかり見て、町

政の運営に当たって、持って行っていただかないと僕は大変なことになっていくと思います。

それで、ここに熊野新聞で、太地町の町長のインタビューがありました。これ読まれました、多分。これ見て私、本当に具体的でびっくりしたんですが、私この三軒町長とも友人の方で有名なフリーの写真家がいるんですが、彼は太地町出身です。和田さんといいます、彼は、私とは高校は違うんですが高校からの友人です。この間会ったときに、彼は写真家ですから町を被写体として見るんです、勝浦を。そのときに彼はこう言ってました。何年も勝浦に来るけども、この町は何をしたいかさっぱり見えてこない、こう言うんです。町の変わりようがわからないわけです、何をしたいんかというのが。これは写真家として町を、全体を被写体として見たときに何をしたいんかということが見えてこない。その点、太地はよくわかるとこう言うてるんです。

ここに太地町の将来像が述べられております。非常にわかりやすいです。年をとっても3万円から3万5,000円で生活できる、暮らせるまちづくり、こう書いてるんです。これ、はっきりしたビジョンです。要は、これで言っていることは、基礎年金で生活できるまちづくり、これなんです。介護保険の値上げや国保の値上げ、こういったことでこれからの高齢者の生活、大変になります。これから一層厳しくなる高齢者の問題に、太地町の三軒町長は正面から向き合おうとしてるんです。それが具体的にこういう数字となってあらわれてきているんです。

そこで、質問ですけども、町長に。5万円の年金生活者ですが、保険料などを引かれて3万5,000円から3万円、私見せてもうたら大体それぐらいだったですね。これ、基礎年金だけの受給者です。この基礎年金だけの受給者、勝浦にどのくらいいるとつかんでおられますか。町長わからなかったら総務課でもどこでも結構ですが。はい、どうぞ。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。毎年作成しております事務報告の中でも御参照いただいたらおわかりになると思いますが、年金の受給者総数は6,474人でございます。そのうち新法における老齢基礎年金の方は5,574人ございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 津本君。

○10番（津本・光君） その中で、基礎年金だけで生活している人、5万円です。これ、640人です。さらに年間で見ると120万円の年金受給者、1,100人です。もちろんそれにプラスして厚生年金受けてる方もおられますが、年金5万円で生活をできると考えられますか。できないです、どう考えたって。その生活できない人たちに追い打ちをかけるのが今回のこの介護保険や国保税の値上げです。

町長自身は例えば自分が生活してて普通に、サラリーマンでも結構です、大体で生活してて1カ月の生活費、どのくらいあれば生活できるとお考えですか。高齢者でもいいです。私らみたいな者が年金だけ受け取りながら生活してて、一月どのくらいの生活費が必要かと思われませんか。大体で結構です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。



[10番津本・光君「わからなかったらわからないでいいです」と呼ぶ]

○町長（寺本眞一君） 私の場合で、食生活だけでいえば私の場合、月に2万円ぐらいでできているかなと思っております。私、酒も飲みませんし、いろんな面で。それはどういうところからの割り出しかといいますと、月に3回ぐらいAコープなりスーパーセンターなりに買いに行った金額をもとにしたら大体それぐらいじゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 総務省の統計で、家計調査報告というのがあるんですが、またこういったことも一遍、町長見てください。高齢者の2人暮らし、この場合で1カ月の生活費、平均は社会保障費など全て込みで約27万円と言うてるんです。これ総務省の統計です。私が勝手に言うてるのではないです。2人の基礎年金、10万円、仮にもらったとしてもこれで生活できるはずないです。

最近高齢者問題で下流老人という言葉が使われるようになっているのは町長、それが社会問題となってきてますが御存じですか、下流老人という言葉。どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 破産するということかなとは思いますが、我々としては全てがそういうところに公費で賄えるということではできません。それは国の政策なりいろいろな面でそれをやっていくべきことであって、我々のところでそれを皆カバーせいというふうな言い方はなかなか前へ、解決の問題にならないかと思えます。言うのは簡単ではございませうけども、我々としては運営していく上では、行政の立場でそれをしっかりと全体を見ながら進めざるを得ないと。幾らでも財源があるわけではございませぬ。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そんなことはわかってるんです。だけど、この間町長は、このことによって財政破綻する言うたんです、町長自身が。こういうことをやると。それは議事録また見てください。

自己破産に向かっていくよりほかなくなるんです、この方たちは、今破産かなと言いましたが、27万円で金額考えてみてください。60歳で退職して仮に1,000万円もらえます。1,000万円の貯蓄があったとします。そしたら、65歳まで無年金でいって27万円として何年もちますか。町長計算してみてください。37カ月です。すなわち3年で、そこからは自己破産に向かうんです。そういう老人が今多数ふえてるんです。だから、ここに来る老人たちが今まで安心して老後の生活できると思ってたというのに、今どんどんどんどん苦しむ人がふえてるんです。これをいえば下流老人という形でテレビでも報道されました。

次、25条に基づく生活保護を受けてる人だけではなくて、その次に境界層措置というのが、そういう制度があるんですが、町長御存じですか。町長に聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長。境界層措置。もう一度。

○10番（津本・光君） 境界層措置。生活保護の次にある言うんですが。そういうの、制度があ

るの御存じでしょうか。

○町長（寺本眞一君） 年金で足りない部分についての補いということかなとは思いますが、それはそれなりの大都市部とかそういうところではあろうかと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番。

○10番（津本・光君） 勝浦でもこれ受けておられる方あります、おります。今現在1人だけです、聞きましたら。どういうことかといいますと、介護保険料などの料金が上がったために、先ほど言いました、町長も言いました、年金生活でできなくなる、生活保護受給者よりも低い生活を強いられる人、これが出てくるんです、これ上がることによって。ほんで、そのためにその中間にある人、その人たちに措置する制度を境界層措置というんです。

しかし、現実にはほとんど。なぜかといいますと、これを受けるためには生活保護の申請をせないかんです、生活保護の。生活保護を申請するとき今、ややこしいです。家族の同意も得ないかんや、いろんなことが出てくるんです。だから、受けたくても受けたくない、受けられないまたはプライドが許さない、最近ではテレビで生活保護バッシングの問題が言われますんでなかなかそこへ踏み込めないんです、多くの人は。

だから、そののところがしっかり行政側が捉えてやらなければ、本当にこれからの老人の問題は、先ほど言ったように自己破産に進んでいくよりしょうないんです。その認識をどう持っておられるかということなんです。

だから、何かやれというてることを言うてるんじゃないんです。けども、そういったところに光を当ててかないとこの優しいまちづくりできますかということ言うてるんです。そこをしっかりと町長に考えていただきたい。それで、そういうふうにして申請をしないで生活している人、何ぼもいるわけですが、私はいずれ町長に言いますが、年金者問題で町長が答弁されたこと、いずれ私持ち出しますよ。けども、これをきょうは言いません、時間が足りませんので。そやから、そののところがしっかり焦点を当てて、町の生活に困っている人たちのためにもどういう光を当てたらいいかと、しっかりと考えていただきたいと思うんですが。

先日、茨城県で老夫婦と孫の3人の方が火事で亡くなりました。この原因は、電気代が払えずとめられていた。ろうそくで生活してた。当初は、私も対岸の火事かと思ってたんですが、そうではない。勝浦でも、人は亡くなってませんが、ろうそくで生活をして火事が起こってるんです。この間新聞を読んでまして私もこれ見てほんまにつらい思いをしたんですが、こういう記事ですよ。勝浦の方で無職の方です。名前は言いません。73歳の方が、窃盗、万引き容疑で逮捕されました。何を買ったかといいますと、コンビニエンスストアで発泡酒1本、インスタントラーメン1個、253円です。これで逮捕されてるんです。こういう現実が、今勝浦で起こってきてるんです。だから、あなたのそういうぼんと上げたことによって、こういう人たちはどんどんどんどん生活破壊に進んでいってるんです。私はこれ見たとき、ほんまにショック受けました。だから、できれば介護保険料も国保税も、僕は以前に戻すべきだと思うんです。そうしないと、ここの那智勝浦町の高齢者の方は生活が成り立っていきません。私いろんなところ行くけど、津本さん大変やということよく言われます。だから、ここをしっかりと考えてい

きたい。町長は、この間のときも言われた、町民負担は現状に努めますは最初の公約ですよ。そやけども、さっき言ったように、前回のときは国保税の問題のとき財政が破綻するとまで言うたんです。けども、この間ほかの町村は上げてやってるんかって上げてないですよ。うちだけです。これは何かというたら、大きな事業抱えてるからでしょ。だから、それ上げたんですよ。これは前のときに議会で僕言うてますよ。一々そこで見なくたって。前の議会で僕ちゃんと説明してます。ここらで一番高いんです、那智勝浦町が。8万9,000円ぐらいでしたか。そうですよ。それこの間のとき、具体的な数字を上げて言うてます、ここで。だから、他の町村が上げずに頑張ってるときに、これは足を引っ張ることになりませんか。おまえのことも上げやということになっていきませんか。そして、国がやろうとしてるものの先取りとしか、私はやっぱり考えられないんです。だから、もう一度保険税、介護料これについては、前に戻すことを考えていただきたい。

それで、国保料の引き上げいきますと、生活暮らしもたくさん出てくるわけですから、これ当然町民の負担増になってきます。そうすると、どこで次出てくるかというたら、公務員はええがなとか公務員給与下げろ、これ現実に出てくるですよ。こういったことは。そうすると、若者子育て世代のこういった生活、ここにもやっぱり低賃金に影響するんです。そうすると、地域はさらに経済は落ち込んでいきます。そのことは、やっぱり僕はしっかり認識すべきだと思うんですよ。先ほどそんなこと言うたらできへんといろいろ言うてましたけど、全国知事会はこれ国に対して要望出してるんです。知ってますか。どうぞ、町長に。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今、県は県でそういう弱者対策というんですか、そういうところでは努力されているところとっております。

先ほど来、介護とか年金とかという国保の問題については、介護保険の運営っていうには法律上決まっております。それに従って、うちは基金が積み立てで運営できている間は基金を運用に回し、年度の負担をそこで持っておりました。その基金が、施設とかいろいろな介護の需要や給付がふえれば基金も底をついてくるということで、これは3年に1回の見直しで、皆さんに負担していただくというのがこの介護保険の原則でございます。それが、町が全部負担するということはなかなかできないと。それで、国保については、毎年真水で2億数千万円ぐらいの負担ということは、本来国保会計というのは独立採算であって、それを今までは上げてこなかったんですけれども、ここへ来てどうしてもその負担というものは、大きく町の財政を圧迫するということで、皆さんにそれなりの国保の協議会のところで諮問して、その回答を得てそれを実施しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 真水の負担というのはどこでもやってるんです。うちはだけがやってるんちゃうんです。その中で、まずうちが先に足を踏み出してるんです。これ都道府県の知事のほうで、知事会でこういうふうに言うてるんですよ。国の都道府県化に対し、加入者の貧困化と高過ぎる保険料という国保の構造問題を温存して、こういうふうに言うてるんですよ、知事

会で。それで、都道府県化を推進する国のやり方に対して、わずかばかりの公費投入でのこの問題は解決しない、こうして1兆円の国保負担増を申し入れをしてるんです。県でもこういうことを動きをつくってるんです。大変であれば、町はみんなで力合わせて町長が寄ってやらないんですか。私はそのことを非常に思うんです。そして、それを捨てずに一方的に高齢者だけに負担をかけていく。このやり方に対して私は言ってるんです。だから、一方でそういう声を上げて、私たち住民、高齢者の生活を守れということの中で、こういうことを出されてるんやったらまだ話はわかります。だけど、そのことも一切触れないで、そして上げることだけ上げると。そして、そのときの説明が、財政が破綻する、こうですよ。僕はおかしいと思いますよ。それで、ここで言いますが、後期高齢者の医療は黒字なんです、後期高齢者の医療費は。県段階でも、2014年度の剰余金、これが5億円あります。それ合わせて約30億円黒字抱えてるんです。一方で、こういう制度が残されたまま、そして大変なところに負担だけを強いる。これが今の国のやり方なんです。そこに目っこ当てて町長も動いていかないと、ただ財政の問題だけやっていると、これは全部町民負担に変わっていきます。それで、生活がみんな大変になってきてる、そこをしっかりと考えてほしい。こういうふうに言うてるわけです。

次、そういったことの中で、子育て支援と中学校給食の問題。こういったことが、私も前のときも言ったんですが、給食のほうは新宮市、串本町で既に実施をしております。那智勝浦町でその計画は考えてないんですか、町長に。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

中学校の給食にきましては、現在那智勝浦町では実施できておりません。小学校6校のみとなっております。そして、現在中学校の給食の実施につきまして、保護者の方のアンケートをとる準備をしております、年明け3学期中にアンケートを実施し、その集計のもと今後検討をしていくということで予定を進めております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それは、教育委員会のほうで何回か聞かせておりますのでよくわかっております。だから、先ほど言った長期計画の中に、そういう計画はないのかということも、それも大きな課題なんです。これは保育所とも同じで。だから、それを言うてるんです。ところが、そういったことについては具体的な手がない。私調べたんですが、全国的に見ても中学校の給食の実施率92.6%です。和歌山県幾つか御存じですか。わからないでしょう、多分。68.8%です。全国で下から3番目、ワーストスリーですよ、和歌山県は。それで、これ文科省の調査です。栄養と学力の関係で見ても、学力テストの上位の5県の給食の実施率95から100%です。全国的に92.6%が実施をしてきてると、こういう状況の中で、子供たちが栄養をしっかりとらないと十分な睡眠がとれないし、何でもやっぱりいらいらしてきます。そうすると、やっぱり脳の発育、発達にも影響を与えてきます。僕は、下手すればこういったことは非行にもつながれない。そういうふうに思ってます。それは、今までの経験上からそう思いま

す。やはり豊かな栄養が、豊かな人間を育てていくということにもつながっていく。これが、私は食育だと思うんです。子供の貧困が学力の低下を生むのもこれも事実だし、子供の貧困の問題は、子育て世代の貧困の問題なんです。子供の貧困だけが勝手にあるんじゃないです。今は、6人に1人が貧困だというように、子供の貧困率言われてます。だから、そういう意味では、この子育て世代に対しての支援の問題として、中学校給食の早期実現。これは絶対急がないかんです。急務です。町の苦肉の策だと言いたい、ぜひ早急に対応していきたいと思って、町長にそういう計画はないのですかとか聞いてるんです。教育委員会のほうはそういったことはわかりますから、やっぱり自分のとこでやらないかんという気持ちはある。けども、やはり予算的な措置があるやろ、最終的には町長の権限にあるわけですから、そういう計画の中で、そういうことは考えられてないかということを知りたいんです。どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 教育委員会で今答弁したのは、私が教育委員会のほうに指示して、いろいろな方法でいろいろなものを考えてみようということを指示した結果、その答えになっておるわけでございます。何も教育委員会独自でやったわけではございません。私がしっかりと教育長にもその辺については指示をしております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それだったら、もっと早急にせい、予算はこうするかというふうにして提案するのが、僕は町長のトップの姿勢だと思います。それで、この将来像の中に書かれてるんですが、若者やその世帯の支援、これも触れられております。私はその点では高校卒業までの医療費の無料化の問題、それからさらに若者定住、これをさせていくためには、若者世帯への住宅補助の問題、低家賃の住宅に対する支援の問題、こういったことを考えていく必要があると思うんですが、そういったことで、町長自身は具体的な支援策みたいなことを考えておられませんか。それちょっと聞かせていただきます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員がおっしゃるとおりでございますけれども、我々としては、町全体を見て運営をしなくてはならないということでございます。そのようにするんであれば、ビル・ゲイツさんみたいなような方が当地域の出身で、いろんなことを協力してくれる人があれば別ですけども、我々としては小さな財源のもとでしっかりとその辺をやらなければと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、言うんです。この将来像の中にやっぱり大きな柱で書かれてるんです。こういうような大きな柱に書かれることは、できるだけ具体的に取り組んでいただきたい。このように思うわけです。

それで、天満にある雇用促進団地80世帯分あるんですが、今売却の話が出てきています。これ全国的にも大きな問題になってきてます。もし、民間に売却となったときに10年後までは居住しておられますが、そのままの条件でいきますが、それ以後についてはどうなるかわかって

おりません。居住者は大変不安を持っています。このことは、町長は御存じですか。雇用促進団地の問題です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 担当課のほうから説明させていただきます。

雇用促進住宅につきましては、議員御指摘のとおり平成17年7月に閣議決定により、早期に譲渡または廃止するということが求められました。それ以降、雇用促進住宅から本町におきましても、取得希望がありますかということを担当課建設課のほうへ連絡があり、関係各課と協議を行いました。結果といたしまして、問題点となる勝浦の宿舎につきましては、昭和42年建設でございまして、約48年が経過している。さらには、玄関及び台所が極端に狭く、居住スペースいわゆる間取りが小さい。さらには、今後の維持管理費が予想できない、駐車場がない、バリアフリー化されてない等の問題点がありまして、最終的に昨年、平成26年10月に、雇用促進住宅に対しまして取得の希望はありませんとの報告を既に行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） というのが、今の実態なんです。だけど、ここで、80世帯の中でどういう世帯構成かわかってもらえますか、20代が17世帯いるんです。30代が8世帯。そして、60代以上が30世帯おるんです。これだけの方がこれを利用してるんです。だから、ここはいつも満室です。あいたスペースはないんです。ほぼいつも入ります。この町営住宅も一方であります。これでも抽せん待ちの人が多く聞いております。促進住宅は、入居したときには1万8,000円です、家賃が。これ魅力ですよ、若い人らにとっては。低所得者の若者にとっても、これありがたいことだと。3年目から2万1,000円、これでもありがたいです。だから、そういう若い人や高齢者の方がこれを使ってる。ところが、民間に売られますと串本町では既に民間への払い下げが決まっています。那智勝浦町のほうは、これぜひしっかり考えて受けとめてほしいなと思うんですが、先ほどから財政の問題、財政の問題と言っておりますが、こういったことが具体的に若者の低家賃への支援になっていきます。若い人たちが安心して低家賃で住める、そういう住居は絶対に必要で、この天満の促進団地の管理人、私の同級生ですが中学校からの友人です。彼はいつも絶対町が買っていたほうが得やと。ずっと部屋は埋まるし、改修もされていて家賃収入で黒字でいけると。こういうふうに彼は言ってます。これは、そのとおりかどうかわかりません。けども、そういうふうに彼は管理人としても、ここは買ったほうが絶対得やでとこういうふうに言っておりました。あれで何ぼですか。2,000万円ですか。そのぐらいの値段です、金額でだったと思いますが、建設課長覚えておられますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 当時の雇用促進住宅からの譲渡金額が5,000万円でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） という金額です。だから、やろうと思えばやれないことはない。国体の前に、私らも町長に申し入れに行きましたが、木戸浦の駐車場を買うときに3,000万円です。

よ。だから、若者支援のためにいろんな手だてを講じる、これは必要だということは言われているわけですから、ぜひ考えていただきたい。

そして、もう時間もだんだん迫ってきましたので、あと15分ほどですが、ことしも、町の幹部職員がやめられます。今回、町長はその職員がやめられることについては、これまで前回もそうですが関知をしてないと、こう答えられてきましたが、今もその考えは変わりませんか。それから、ことしやめる職員に慰留の呼びかけをしましたか。それをお聞きしたいです。

もう一つ。私についてこれない者はやめてもらっても結構だという発言で、前回お認めになりました。これ撤回する気持ちはありませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は慰留はしております、今回も。しかしながら、やめるという意思のかたい人には、それはそれで受理せざるを得ないと。本来、私の政策的なものとか私のほうから見れば、職員に個別なことの圧力とかそういうのは一切かけたことはございません。ただ、私を好き嫌いであれば、議会と同じように嫌なら嫌ということでやめていくんかと思われますけども、私の5年間と前5年間を比較しますと、私の場合は28人で、前5年の場合は58人やめられております。そういうところから見ても、当然その時代は早期退職者というのはあり得るものでございます。別に特に私がどうこうという問題やなかろうかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 前の町長のときは優遇措置があったんです。だから、これ全国的にやめてるんです。何もここだけではありません。全国的にです。私は教員の仲間でもそういう方はおられました、今やめといたほうが得だという。私は残れと言いましたが、それでもやめた人おります。それは何かというと、やはり自分が教師としてやってくときにいろんな面で精神的にやっぱりしんどい、だからもう早くやめたい。こういう思いがあって、優遇措置があるというのを理由にやめてるわけです。

最後に、またあといま一つ漏れてるんですが、撤回するつもりはないのかということで、気持ちが悪かったらあとそういうふう言うてほしいんですが、多分答えられなかったってことは気持ちがないんでしょうね。だけど、その発言が問題なんですよ。職員のやる気や意識改革はできてるということで、町長お考えになってる、これは間違いです。職員のやる気を失って余計なこと言わないようにして。無言の圧力になるんです、こういう言葉が。ここをわからないかんです。だから、職員の皆さんは、やめるときは絶対こんなことがあったからやめるんだということは言いません。当たり前普通の一般のことを言う。いろいろ家庭の事情があるのでということでやめられます。この優遇措置、今のやめられる方は優遇措置もありません、何も。先ほど言いました何年生活できるか、退職した後。こういう話ししたです。これが、早期退職された方は、1年間で何百万円という金が入ってこなくなるんです。これ生活に直結するわけです。だから、簡単に、はいやめますとは言えないです。言わないです。そしたら、そこは、仮に18万円ほどの、退職してもですよ、65歳からです。生活が厳しいですよ。18万円としても。それ以外無年金ですから。企業年金かけてたらまた別ですけども。そういうことも考

えられる。そういう理由があるんです。そこをしっかりと上に立つ者は考えて対応していかないと、そして改善すべきところはしっかりと手を打っていかないと行政ってというのは、やっぱりそんなして重要な管理職がいなくてことで、大変なんですよ。停滞します、それ前にも言いました、私、前のときも。そのときに、一番町政の問題で私気になってるのは臨時職員の問題です。これワーキングプアという言葉がずっと言われてきましたが、久しいですが、今は官製ワーキングプアという言葉があることをこれ町長御存じですね。官製ワーキングプアという言葉。町長に質問です。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 退職勧奨制度についてもお尋ねがございました。職員の新陳代謝を促進して人事の刷新及び行政効率を向上させるために行われてございます。以前はこれの支給率といいますか、勤続年数に別の支給率がよかったわけで、それもだんだんそれが少なくなってきたっております。

〔10番津本・光君「そんなもん聞いてないです」と呼ぶ〕

しかしながら、平成27年度から国のほうも早期退職の募集制度を導入してございます。これによりまして、100分の3の乗率を掛けた分が加算されております。今でもこの制度は本年度から本町も採用しております。それと臨時職員さんの関係でございますけれども、臨時職員さんにつきましては、正規職員が人事不足等で雇えない場合に雇用する制度でございます。最低賃金の確保も当然なんですけど、それなりの処遇の配慮は行っているものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私は官製ワーキングプアという言葉をお聞きですかとこう聞いたんです。もうそれ時間がないので言いません。官製ワーキングプアというのは、この臨時職員さんに対して言われてる、簡単に言ったら言葉です。私勝浦へ帰ってから職員への対応が問題だということを何度も聞きました。私にも2回ほど経験あります。けども、これは具体的に時間がないので言いません。国全体で非正規職員4割とうとう超えてしまったんです。この非正規職員いわゆる臨時職員を何で使うかという一番の目的は、賃金の節約です。その次に、仕事の繁閑に対応できるようにということで、これが32.9%もあります。忙しいときは使うけども、要らなくなったらやめてもらいます。この方たちの給料、大体臨時の職員さん12万円から13万円です。保育所の先生でも臨時職員の方たくさんいます。大体5割いるらしいです。聞きますと、5割いますというふうに言うておられました。正職員と同じ仕事をして、保育所の方は担任までもされてる方いるんです。その手当、幾らだと思いますか。たったの5,000円です、手当が。その上、制度的な待遇の面で、大きな差が臨時職員と正規の職員さんの間も出てるし、そしてこの制度的な待遇の問題は、那智勝浦町とほかの近隣の町村と見ても大きく勝浦はおくれております。1つは勝浦の保育所でスタートした保母さん、もし宇久井に転勤になりました、通勤になりますね、今までは歩いて帰ってこられたのが通勤になります。この通勤手



当らないんですよ、臨時職員さんには。私ここに自治労連が調査した臨時職員の数全部持っているんですが、この中で一覧表があって制度名たくさん書いてあります。この臨時職員の制度、忌引休暇の問題、産前産後の問題、それから育児休暇の問題、介護休暇の問題、そういったことを言いますと、この制度で全くやられていないのが那智勝浦町です。隣の太地町、北山村、ほぼ制度はいろんな通勤手当の問題、介護休暇への一時金のも退職もほぼマルです。やってます。那智勝浦町はほとんどバツです。

もう一つ驚いたのは、この多くの町民の皆さんは、役場にいる職員さんは全部正職員だと思っているんです。勝浦の役場によく来るある区長さんから、津本さんあその窓口に座っている人あれ全部臨時の職員の人らかと、こう言われたんです。そうなんですよというて。そこで一番苦情を真っ先に受けるのは、臨時職員の皆さんなんです。そこから正職員の方のほうに話が行くんです。そこで対応されるわけです。一番つらい窓口においてそういう対応されるんです。その上に待遇が悪い。臨時職員のそういう存在があるということも、町の人たちは余り知らないです。正職員の皆さん、臨時職員さんへの待遇何とかよくしてやってほしいと思っても、こだけ待遇ありますと悪くなって下手をしたら職員同士の間に溝ができてしまいますよ。これが一番よくないんです。その影響は誰に出ますか、町民に出てきますよ。対応悪くなりますよ。つけんどんになりますよ。ある方言われてました。役場行って聞いたら、指さされたちゅうんです。これどこ行ったらいいんですかって言うたら指ぴっと指されたっという。こういう対応が出てきたちゅうんです。だから、そこは、私は町民に優しい役場にしていくためにも臨時職員さんへの待遇はぜひやっただけほしいと思います。やっぱり職員に対しては全体の奉仕者として頑張ることをその上に立ってしっかり伝えておいていただきたい。そして、それがやっぱり職員のやる気にもつながっていくし、町民にも返ってくる、こういうふうに思います。

時間もありませんので、後ぱっと飛ばしますが、本来はマイナンバー制度の問題もたくさん聞きたかったんですが、意見だけ言わせてもらいます。

その前に、だから町職員の人事院勧告が今回出てると思いますが、そういったことも誠実に対応してあげてほしいなというふうに思う。それが町民の生活の向上にもつながっていくし、役場が誰でも来やすい職場づくり、これをやっていくことにもつながっていくと思います。

マイナンバー制度の問題で、私物すごい気になることがあるんですが、これを読ませてもらったんです、町が発行したやつ。だけど、ここにも書かれていることがちょっと悪いですがええかげんなんです。今考えている途中だとかという言葉がある。これで個人のプライバシー守られません。私の今マイナンバー制度については、これを利用する者がおる、これに対して利潤を生みだそうとする者がおる限りは、必ずなくなりません。必ず犯罪につながっていきます。それで、このマイナンバーですが、これを強引にやっていきますと、大変なことになってくる。今全国でこれで裁判が起こってきてます。その裁判で訴えてる人の中には、性的マイノリティーと言われて性同一性障害を持ってる方がいるわけです。なぜかといいますと、このマイナンバーによって自分のそういったことが、女性であっても男で生きたいという方がおるん

です、私の教え子にも実はおったんです、私このときショック受けたし彼女にも励まされましたが、そういった方が現実におったわけです。だから、何としてもこういった人たちの人権を守っていくためにもマイナンバー制度を安易に利便性だけで踏み込まないように、ぜひしていただきたい。こういうふうに思います。このマイナンバー制度については、3年間の猶予があるということを周知徹底してほしいんです。3年間別に登録しなくてもいいんです。こここのころを周知しっかり徹底していただいて、みんなが安全に生活できるように考えていただきたい。次に思います。

それから最後になるんですが、これはまたいずれ委員会のほうでも時間がないので言っていきたいと思いますが。

それから、先ほどの私の教え子の問題で、彼女は女の子で中学校のときは当然女子です。だけど今は男性で生きてるんです。これがナンバーによって登録することによって、女であるということが公表されるんです。そういったことを考えたときに、ぜひしっかりと守っていただきたい。もう時間ですか。僕の時計でいったらまだ2分ぐらいあるんやけど。

○議長（中岩和子君） ないです。

○10番（津本・光君） ないですか、そうですか。はい、わかりました。

では、あと最後に、国体が行われました。

○議長（中岩和子君） 津本議員、一般質問の終結をよろしくお願ひしたいと思います。

○10番（津本・光君） もうだめですか。最後にまとめだけ言わせていただけますか。

○議長（中岩和子君） いえ、もう時間がないので。

○10番（津本・光君） それもだめですか。わかりました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中岩和子君） 規定の時間になりましたので、津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時59分 休憩

11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、5番石橋議員の一般質問を許可します。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 私からの一般質問の内容は、長期総合計画の管理を当局はどのようになさっているのかということをお柱とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、長期総合計画これは地方行政にとりまして非常に大事なものです。全ての計画の基本となる総合的な指針となるわけなので、計画とは組織で上手に生かせるか否かで、関係する職員の負担や成果が大きく変わると思います。ですので今回は、計画の内容にもついてですが、計画の進め方について少し掘り下げてみたいと思います。今回、なぜ私が計画の進め方

にも着眼したかということについて少し御説明いたします。今回の12月定例議会の中で、第9次長期総合計画の原案とも言えます過疎地域自立促進計画の内容が、第8次長期総合計画の内容と部分によっては余り変わっていないと感じたからです。私たちの声が反映されるんやと非常に楽しみにしながら町民の皆様は委員として策定に御参加いただきました経緯がございます。あれから約5年、当局の計画実行力はいかがだったのでしょうか。きょうはそのあたりをお伺いしたいと思います。

ここで、まず当局からの説明を求めます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画についてのお尋ねでございます。長期総合計画につきましても、自治体が策定する自治体全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となるものでございます。

現在、第9次の計画を策定しております。住民調査を行いましてそれをもとにしまして、長計委員さんの御意見を聞いて、まず基本構想のほうを定め基本計画を策定をいたしまして、第3回の長計の審議会がこの12月3日に行われたところでございます。

今後、12月中にパブリックコメントを通じまして住民の皆さんの御意見をお聞きするように計画をしております。この第9次の長期総合計画につきましても、3月議会に上程をさせていただきまして議会の議決を得る予定となっております。現在、9次については策定中ということでございます。

そしてまた、第8次につきましてもどのような形で進めてるかということでございますけれども、当然町の将来像を決める総合的な指針計画ということで、この5年間やってまいりました。その中にはやはり、過疎対策の自立促進法に基づきます過疎計画につきましても、第8次を継承したような形で優しさと豊かさがあふれるまちづくりを継承したような形で、基本的な部分はこしらえてございます。

そしてまた、9次の計画につきましても、この計画は新たに3月に諮問されまして、答申されまして、議会の議決も経るわけでございますけれども、その後事業につきましても、盛り込んでいくべきもの等は議会の議決を経てまた過疎計画のほうへ盛り込ませていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 10年間の基本構想の後半の5年に当たります第8次長期総合計画がちょうど今年度までということで、まず1点御質問させていただきます。

第8次長期総合計画の目標の達成状況はいかがでありましたでしょうか。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 第8次長計のそれぞれの分野の達成状況ということでございますが、重点プロジェクト、この第8次の以前の長計でございますけれども、この重点プロ

プロジェクトあたりがどういうことをやっていくかということを示したものであろうかと思  
います。この32ページにあるんですけども、この基本計画をやっていくのに当たって重点的に  
こういうことからやっていきますということを示しております。その中には、那智勝浦道路の  
早期完成を促進しますとか、地籍調査を行いますとかございます。そしてまた、この第1章の  
事例ですけどもクリーンセンターの新設を推進しますということで書かれております。ある程  
度のものは、道路にいたしましても、事業にいたしましても、それを目標に掲げてやっており  
ますので達成できたものもあろうかと思ひますし、クリーンセンターはまだ途中の事業となっ  
ている事業もでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

以前、長期総合計画審議会に町民から委員として御参加されていた方の一人に、策定後に当  
局から進捗の報告が一切ないことが不満であると伝えられたことがありました。もし事実であ  
れば、策定後も町民への報告を1年に1回ぐらいはしてあげてほしいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。

長期総合計画記載の方向性はとてもよいものだと思います。

ここで確認も兼ねさせていただきますが、2つ目の質問です。長期総合計画を実現する役割  
を担っている部署の現場責任者はスケジュール立案、実行計画立案、また実行を可能にするス  
キル、知識は身につけているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画は、町長が最終的にはこれに基づいて施策等も  
考えていくものであろうかと思っております。職員につきましては、これを達成するために持  
続的な事業等町長にも提案をさせていただきまして、最終的には町全体で決定していくもの  
と考えてございます。

先ほどもお尋ねがありましたけども、委員さんの中にもこの8次をつくったときにも委員に  
報告なり何なりがないんじゃないかというふうなことをおっしゃられる方がございました。私  
どもも長計の委員さんにつきましてはつくる期間1年間でございまして、それ以降委員  
さんじゃありませんので、うちのほうにいたしましては報告をさせていただくような形を考  
えていたんですけども、なかなかそういうものができませんでした。町政報告と町長からの資料  
を送らせていただくぐらいで報告にかえていたような状況でございます。

そしてまた、9次の際にも委員さんからそのようなお話をお伺ひしております。これにつ  
いては何かを考えていかなければならないということで考えております。

そして、先ほどのプロジェクトをやってるかどうかを振り返ったり評価をする担当部署はス  
キルがあるのかということでございますが、作成に当たりましてはもう企画のほうで作成をし  
たものでございます。当然、企画、財政部門、それから各課長等がこれについての業務の評価  
をしていかなければならないということでございます。なかなか本町につきましては、評価と

までいかない面がございます。職員も災害等もありまして、日々の業務の追われているのが現状でございます。決算とか予算要求のとき、そしてまた特に人事異動のときなんかでも振り返るということで考えております。これはやれたけども、これはやれてないということで引き継ぎ書に記載したりしてございます。本町ではそういう面が若干弱いのかなという議員さんの御指摘を聞いて思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） それでは、当局のプランを進めていく関係者の方々には、ビジネスプランを進めていくに当たっての基本的な進め方、考え方をきちんと持っているということを前提でお話を進めさせていただきます。

通常、長期総合計画には附帯する中期総合計画実行計画、これが長期総合計画策定と同時にまたは先行して通常策定が進められるものが一般企業では行われております。当局の中には中期総合計画や実行計画といったものは、長期総合計画に附帯して存在するのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんの通告書の中にもございましたけども、今回過疎地域の自立促進計画5年間分を、今議会で御可決をいただいております。これにつきましては、長期総合計画があって、それからこれからの5年間の事業を上げたものでございますけども。先ほどの議員さんもお尋ねでありましたけども、本来事業計画っていうのは長期総合計画に基づいて本来の事業計画があるべきものでございます。この過疎計画につきましては、過疎の地域の振興とか過疎債の借入れのための視点からつくったものでございまして、全てこのようにやるというものではございません。長期総合計画の中から生まれてくる基本計画、それから実施計画。過疎の面から見た実施計画の部分に当たってくるものということで、私どものほうは解釈をしております。ですから、長期総合計画に基づきます本来の事業計画につきましては、財政シミュレーションもこれに基づいてつくられていくわけございまして、財政運営についての検証ということもなされていくものでございます。過疎計画につきましては、この事業計画のもとで、また先ほど申し上げました地域の自立とか財源の確保、過疎の借入れのためにつくるものとして考えてございます。

事業計画は、より実際に計画されている実施計画に近いものでございまして、過疎計画はやりたい地域振興とか借りる可能性について事業も計画されてあると。その分を12月に上げたもんですからちょっと混乱をされてる面もあろうかと思ひます。この事業計画につきましては、本町では町長、副町長、教育長、それから総務課、担当課を交えまして事業計画の検討会というものを、毎年、年に数回予算の編成前とかに行っております。それが、そのような部分に当たるものではないかと思ひます。予算計画のために事業計画を策定しまして、随時手直しをさせていただきます。シミュレーションのときに提示させていただいております事業計画、こういう事業が何年にやりますよとかというのをイメージしていただければと思ひます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

次に移りたいと思います。

長期総合計画とはもともと大まかに指針が記されている程度のものかと思いますが、それにしては幾つか疑問を感じた文言がございましたので質問させていただきます。

第8次長期総合計画より、農林業は本町の経済を支える柱であると書かれているんですが、その理由を御説明を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） ありきたりの返答になりますけども、方向性が「豊かさやさしさが溢れるまちづくり」ということでございます。那智勝浦町は何よりも農林水産業、そして観光もそうなんですけども、基幹産業でございます。その産業の振興というのが、まちの今後を占っていくものと考えてございます。重要な事業であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 濟いませぬ。今、農林水産業と観光とおっしゃられました、文言には農林業は本町の経済を支える柱であるとあります。これがなぜそう思われるのかという質問に対しての御答弁をお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるように、農林業の部分について、1番に今うちの主産業というのは観光、2番目に水産という位置づけでございます。その次に、農林業ということが地域の農業とか林業という産業を重要視しているということは、この地域で伸びしろのある企業誘致云々ということもよく言われるんですけども、それをどう生かしていくかというところに、農林業の重要性があるかと思えます。その辺が我々としても、どういう形でそれを実行できるのか具体的にこれをどうやればっていうことが、なかなか名案も浮かばないところでございますけれども、いろいろな面で実行する、農業を営んでいただいている方がこういうことがいいなというようなことで、我々として支援できることについてはやっていきたい。そういう意味で、今回太田の中学校を改修してそこがどういうバラエティーに富んだ地域の農に対してとか林に対してとか、地域の生活に対してどう取り組んでいくかということも、今後、いろいろな面で議論を交わしながら、支援できるものは支援していければと考えております。そういう意味で、うちのところでは伸びしろのあるのは農林の部分もあるんじゃないかなとそういうところで重要視しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

今の御説明ですと、基本的に政策は受け身であるということですね。それであれば町民との一方的な報告会ではなく、ちゃんと議論をする機会をこれから数多く設けていただければとい

うふうに思います。

次に移らせていただきます。

いま一度、第8次長期総合計画の中より、地域の特性に応じた付加価値の高い製品の開発、生産を支援しますとあります。実際具体的にという、難しい面があるかと思いますが、このあたりは過去5年間で少しでも何か達成されたという実績があれば、御説明をよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

ちょっと答えになるかどうかわからないんですが。総合計画にも書いてございますとおり、本町では太田では米あるいはイチゴ、そして色川のお茶といった特産のものをつくってございます。それらについて、観光産業課のほうでもいろいろ補助なりを出すなり、あるいは耕作放棄地の対策といたしまして、旅館米等を補助させていただきまして施策として行ってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

次に、お米のブランド化を図っていますという文言から質問させていただきます。まず商品をブランド化するというのはどういうことか定義の説明を求めさせていただきます。商品のブランド化というのは、全国で言葉だけが広まっていますけども、本来の意味で、ブランド化というものに対して事業を進めている自治体なりは全国的に見ても少ないものでして、やり方を間違えると全く違う方向に行ってしまうものです。当局の考えるブランド化というものがどういうものか説明をよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ブランド化というのは、名前がバック等ブランド製品っていうように、この地域でいろいろな特性を生かした独特のものを農だったら農でやっていこうということで、あれはいつでしたか、航空写真から得た米のよし悪しの写真が、私どものほうに提供されたというところで、太田の田園地帯で、色づけでいうと青くなったのがよかったのかなと思うんですけども、そういう部分でおいしい米というイメージがそこでわかったわけなんですけれども。そういうので、米を中心に太田米という、そのときにも献上米の話からいろいろありましたけれども。献上米については、皇室を利用しての宣伝効果というのはなかなか我々としてはできないところでありますし、そういうところでいろいろな方策も考えてまいりました。最近では、ピロール米というものを有機栽培の中のピロール米が粒も大粒でおいしいという業者さんとの委託契約の中でつくられてるっていうのを聞いておりますけれども。そういうように、地域独特の高価値、高付加価値の持てるような商品の開発っていうことを我々としてもやっておるところでございますけれども。何分、地域においてそれがどのような形で具現できるかということも我々の一つの検討課題というところでございます。くろしおイチゴも元来1億円ぐら

いの生産高を誇っていたのが、今は4,000万円ぐらい切っておるという状況で、このくろしおイチゴも一世を風靡したというそういうのもまた復活できるようであれば、そういうところも手がけてくろしおイチゴというブランドを全国に発信できればと思っております。そういうところを我々も中心に考えて、今後の政策も考えればと考えております。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

商品のブランド化というのは、まずみんなブランド化がどんなものかというのを意識を共有する必要があります。実際、事業として、商売として進めていこうとすると、大分この太田の姿から全国を相手にした商圏を広げていこうとすると、それなりの初期投資が出てきます。この初期投資が発生するという認識で事業に取り組まれているのかということと、それに対しての具体策です。これがどのように、過去5年間進んできたか、この辺を御説明よろしくお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 米一つを例にとつて言いますと、太田の休耕田の復活ということで、8月うちは早場米ということで、8月20日過ぎから新米がとれるようになります。それを全国に先駆けて、いち早くそのことをPRするために、旅館に補助金を出して太田米をこの1カ月の間に提供していただきたいということで、それがおいしいって評価を得れば、そこを土産物化するような形もできますし、そういうところをやってきておるわけなんですけれども、なかなかその辺の土産物化、よそへ行けばペットボトルに入れたのが800円で売ってたり、巾着袋みたいなのに入れて売ってたり、いろいろそういうことでやっておるようでございますけれども、我々としてもそういうところもいろいろと参考にしながら検討したんですけれども、なかなかそこまでの実効性はなかったということでありました。

今後そういうことも含めて、みんなと共有できて頑張れるようなところは支援していければと思っております。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 御答弁ありがとうございます。これからもその筋でよろしくお願い申し上げます。

じゃあ、次に移らせていただきます。

ちょうど現在改修工事を進められております道の駅「なち」の件についてですが、今新設中のボイラーの燃料の仕様はなんでしょうか。重油仕様とか灯油仕様とか、どちらかを教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（中岩和子君） 観光課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

燃料のほうですけども、今度の新しいボイラーにつきましては灯油でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。



○5番（石橋徹央君） 私の見解ですけれども、恐縮ですが重油仕様のほうがランニングコストがかからないような気がするんですけども、灯油仕様を選定された理由はいかかなものでしょうか、お願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

確かに燃料だけでとりますと、灯油よりも重油のほうが安価ではあるかとは思うんですけども、ボイラー的に言いますと、重油でやりますと機械がもたないということがございまして、灯油のほうがばい煙なりのかすがたまらないということで、そしてまた小さな灯油のボイラーを3基設置することによりまして、さらに長寿命化をするものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

次に、那智勝浦町自立促進計画より、こちらの中身から策定（予定）の総合戦略についてという欄があります。基本目標1から5までありまして、とてもよい目標だと思います。こちらが、総合戦略という戦略という言葉が使われているんですけども、基本目標5つを実現するに對しての戦術、具体策になります。これはどういったものでされようとしているのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 過疎計画のほうにも、この9ページのところに長期総合計画と同じような形で総合戦略の項目も書かせていただいております。

総合戦略につきましては、現在策定を進めているものでございまして、国も総合戦略がありまして、県もあって、市町村の総合戦略もあります。それぞれ基本目標につきましては、国、県の流れを引き継いできて、そしてさらに地域の特殊性みたいなものを加味されております。考え方としては、基本的には同じです。ひと・まち・しごとというふうな形で構成をされております。

今、総合戦略のほうなんですけれども、現在策定中でございまして、当初は10月末までに作成する予定であったんですけども、調整等が若干おくれまして、今、年度末ということで考えてございます。総合戦略につきましては、人口減少、それから地域の創生を達成するためにそれぞれの分野につきます実践的な計画となつてございます。現在作成中ということで御理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。引き続き実現に向けてよろしくお願ひをします。

次に移ります。

農業を魅力ある産業にするという文言がありますが、当局の考える魅力ある農業というものがどういふものか御説明を求めます。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

魅力ある農業ということで、先ほどから答弁させていただいている各地域を生かした米なりイチゴなりお茶なりの特産物を生かして、そしてまた販路を拡大するような格好をして、魅力を地域から各地に出していくというようなことでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。

最後の那智勝浦町過疎地域自立促進計画の中から、最後に質問させていただきます。

今、問題になっております透析の設備がという話、これは委員会や当局のほうで精いっぱいされてると思いますので、内容については余りこちらでは触れませんが、医療の確保の方針という欄の中に、とりわけ保健・福祉・医療のそれぞれが相互に連携し、町民の健康を守ることは、生活基盤の構築には必須条件であるとあります。実際、病院が稼働して存続できていけるように収支の計算をバランスをとっていくということが非常に簡単ではないことの中ではございますけれども、現在温泉病院のほうで透析のお世話になっている患者さんのケア、特に新病院の中に設備を設けることが最終的にもしできなかつたとしても、何かしらのケアの具体策もスピードを持って対応していただけたらと、このように強く要望させていただきます。その辺で、緊急的な対策等、もし検討中のものでも構いませんので、あれば少しそのあたりの御説明をお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

現在、先日の特別委員会においても透析患者さんの説明会についてお話をさせていただいたんですけども、その中で現在透析の患者さんの皆さんにつきましては、新病院のほうでは透析部門を廃止させていただくということ、それとこの新病院までの2年間の間に転院等の手続を御協力させていただくことをお伝えさせていただいております。そのほかのことについては、まだ何も検討をしておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） ありがとうございます。町民の方々はこの先行きの見えない中で大分不安な気持ちを抱えていらっしゃいます。どうかよろしく願いいたします。

これまで長期総合計画の管理の仕方や具体策を質問させていただきましたけれども、指標で管理してるということは答弁の中にはありませんでしたので、ぜひ中期総合計画を策定されてみてはどうかと思います。策定方法においては、長期総合計画が大きな指針であるに対して、中期総合計画というのはもう少しだけ具体的にした内容となっております、見直しの期間も3年に1回というのが一般的でございます。

私からの提案ですけども、中期総合計画というのは、地方行政が行うのであれば大きく町民

サービスと経済面の2つの柱に分けて進められたらいいかと思えます。町民サービス、町政、政治というカテゴリーに、私の思うところでしたら福祉、教育、医療、防災、その辺が柱になった、収支だけじゃなくて地方行政の責任で運営していく、そういったものを柱にしていかれたらいいと思えます。経済のほう、那智勝浦町は性格的に観光地でございますので、やはり観光客でにぎわって初めて民間も潤うという、どうしてもそういう特性がございますので、これも宿泊客の増加、日帰り客の増加に伴う自主財源の強化、大まかですけどもこの辺で進めていかれたらいいかと思えます。

中期総合計画の策定に対しても、町民の方々にまた参加いただいて、このときに経済面と町民サービスの面で来ていただく町民の方を二分していただきまして、福祉、教育に特に強いような方ですとか、現在町内で第一線で商売をされている方々というふうにつきり分けて意見を求めていかれたら策定が楽に進んでいくと思えます。

それから、肝心な実行計画なんですけども、もうこれは完全に指標で進捗管理をしていくものです。これがなかったら、幾らでもやれない言いわけが出てきます。そして、やれなかった場合になぜやれなかったという検証もやりづらいです。実行計画はもう数字で、指標で管理していくものです。

最後ですが、職員の皆様方、恐らく計画の管理は日常の定型業務、非定型業務と同時進行となるかと思えます。ぜひ管理職の方は計画進行に必要な項数をきちんと見積もり、職員の保有項数にも余裕を持たせた上でPDCA、またTQC活動を活発にやっていただいて、この長期総合計画作成に当たっての、町民の方々はいろんな思いと希望を持って参加されております。ぜひこれを絵に描いた餅にしないようにするためにも、御期待の実現をぜひとも頑張っていたきたいと思います。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 石橋議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時54分 休憩

13時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、7番曾根議員の一般質問を許可します。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、1点目の質問で、市野々区の山林で行われた切り取り工事についてという題の質問になります。

この市野々区の工事というのは、もう既に4年前になりますけども、紀伊半島大水害で市野々区の場所はふだらく霊園の隣の山で山崩れがありまして、そこで行われた切り取り工事、

そして切り取り工事だけではなくてその後に、これは私的な工事にはなりますけどその工事と非常に関連が深いんですけども、山の所有者の方が、当時たくさんの土石流で大きな岩石が那智の浜のところの那智漁協のところに積んでありましたけども、それを利用して石積み、私的な工事なんですけど行ったことに対する安全性の問題ということ、私を初め同地区の近所の方が、この問題について、工事そのものの疑問だけではなくてその石積みの危険性について再々要望したんですけども、今現在4年以上たっている現在でも、町の見解としたら安全になってると思いますけども、私や当時危険性を訴えた方からしたらいまだに安心できない。そして、工事そのものにもやはり疑問が残ってるということで、再度質問をさせていただくということで、ただこれ問題が非常に大きな問題ですので、建設委員会で扱うには大きいということで答弁を町長にお願いしたいということで、今回一般質問で扱わせていただいたということを御理解してください。

まず、工事そのものに入る前に、現状についての安全性について当局に質問をします。

それと山の所有者のAさんとしておきますけども、この方は実はもう最近お亡くなりになったんで故人になってます。そして、この当時はAさんが所有してた山林だったんですけども、私たちが調べたところ、今現在山が全面太陽光発電施設が設置されてるんですけども、ことしの5月にもうその会社の所有に全くなっているんで、だから当時の所有者のAさんというふうに理解していただきたいと思います。ちょっとややこしいですけども、現在はその山は全て名古屋市内に本社を置く会社の所有になっておるといことです。

現在、我々石積みが危ないということで、その撤去ですとか、石積みではなくて擁壁に積みかえるとかそういう要望をしたんですけども、結局はそのままになってますけども、今現在安全性が確保されたとお考えなんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

当該工事につきましては、議員から御指摘のとおり、台風12号災害直後の災害復旧工事でございます。隣接の住民、住宅の安全、財産を守るために最優先考えて、緊急に必要な工事として随意契約で切り取り工事を行わせていただきました。その後、議員御指摘のありました地権者としての土地利用としての太陽光の工事が進められております。

町といたしましては、地権者としての不動産の維持管理、安全につきましては、当時の地権者と協定書1通、覚書1通、確約書1通を取り交わしてございます。町といたしましては、不動産の維持管理及び安全性の確保は地権者の責任において当然の義務であると認識しております。平成27年5月に、当時の地権者が売買により変更しております。ただいま議員から申し上げましたとおりでございます。新しい地権者に、土地売買の時点で役場建設課のほうに相談がありました。建設課のほうから、この土地につきましては協定書並びに覚書、確約書がそれぞれ締結されてまして、町の控えをファクスでお渡しし、条件として新たな地権者にこの協定書、覚書、確約書が引き継がれる旨の説明を行っております。

議員御指摘のとおり、発生残土の岩石の有効利用につきましては公募をさせていただきますし

たが、この現場の岩石につきましてはそれ以前の有効利用でございますので、維持管理及び安全性の確認の意味で、先ほど申しあげました覚書並びに確約書を取り交わして、地権者の責任として当然の義務であることを町としては認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私が心配してたのは、Aさんが亡くなられて新しい地権者、名古屋市内の会社になってるんですけども、そこにそうやって持ち主がかわっていったときに、きちっと協定どおりに遵守されるのだろうかということなんです。まだうちの町民でしたら日ごろ顔を見合わせる仲なんですけども、そういう遠くの会社となってますと、そんなものは知らないというようなことになると思うんですけども、今の課長の説明ですと、そういう協定書、覚書、確約書があるということを新しい会社にこういうものがありますよということをお知らせしたと言ってますけど、直接そこと新たに文書を交わすなりしないと口約束で終わってしまうんじゃないかという。だから、実際その会社のどなたと交渉したとか、そういうものが記録が文書として残ってるのかどうかということも非常に心配なんですけども、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、売買の時点で新たな土地の所有者と先ほどの協定書、覚書、確約書の説明をさせていただいております。ただし、私に対応したのは社長ではございません。会社の関係者の人ということで、その旨を社長に伝えるようにこちらからお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは非常に心もとない。それなりの会社でしょうから対応した方の肩書ですとか所属ですとかそういうのもきちっと控えてやればわからないです。社長にお伝えくださいというのはもう口約束なんです。だから、それ相当の文書でもって回答を求めるとかそういうことをしない限り、相手は会社なんでそうやったらきちっとしてくれると思うんです。してないということは非常に不安なんです。それを言うておきます。これはやっぱりそちらの方の身分のわかる方と交渉をして、きちっと文書等で確認をしていただきたいと思いません、今後。

それと、私この協定書とか覚書という存在は知らなかったんですけども、確約書を交わしたというのは知ってました。以前の下崎議員さんの質問の中で、そういう確約書を交わして責任の所在を明確にしていくっていう、そういう対策をとるということを答弁で答えてられたんで知ってます。そして、住民監査請求をした隣接者の、この方はMさんと言いますけど、その方が役場に対して公文書の開示請求をされて、その確約書というものもっていただきました。

今、手元にあるんですけども、非常に短いものなんで読ませていただきますね。那智勝浦町

寺本町長殿ということで、平成26年5月1日に取り交わしてるんです。那智勝浦町、住所、氏名は書いてありませんけども当時の山林所有者のAさんの名前ここに書いてあります。それで確約書。平成23年、台風12号災害で発生した岩石を利用した那智勝浦町大字市野々字古布気2312他2筆、番地施工の石積みにつきまして、今後において利用岩石が原因で第三者に被害を与えた場合は、一切の責任を負うことを確約いたしますと。なお、土地転売等で地権者が移動した場合、上記に確約の義務を私自身が引き続き負うとともに、責任を持って新しい地権者に連帯して責任負担を継承いたします。連帯してというけども、この人亡くなったんで連帯して責任負担は継承できないですけども、確かに確約書を交わしていただいて、だから問題になっているのは、町がその人に与えた岩石で災害ということで我々心配をしたんです、これは町の責任だと。だけど、この確約書をこうやって交わしたことで、もう一切、仮に今後事故が起きて第三者が被害を受けても町がこれで責任を逃れ得るといふ、そういうための確約書だと思うんですけど、我々が求めたのはこんな確約書を交わしてくれということじゃないんです。とにかく事故が起きないようにしてほしいという、だからそのためにはもう石積みを撤去なり、我々が要望したときはまだ石積みは現在の半分ぐらいしか積んでなかったんで、だからもうこれ以上、撤去は無理でもこれ以上は積ませないでくれということを再々要望したんです。

それでも、当時町長室にも行って要望したんですけど、何とかすると言うんですけど、結局その後撤去どころかさらに倍ぐらいの高さまで積み上がってしまったと。それで、今回こういう確約書があるんですけど、これは本当の解決にならない。事故が起きないようにしてくれというて我々は要望したんだけど、これは事故が起きても町は責任を負いませんよという一種の責任逃れの確約書なんです。だから、これで責任は回避するという町の目的は達成されるかもしれないんですけど、安全性を確保したということにはならないんじゃないですか、確約書。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも答えましたとおり、確約書以外にも協定書と覚書を交わさせております。その覚書の中で、石積みにつきましては維持管理、安全、保全を行うということで地権者からの覚書をいただいておりますので、そういった意味でも安全、保全の部分は地権者の義務としてあるかと思われまます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 答弁かみ合っていないと思うんですけど、じゃあもし安全性を新たに引き継いだ地権者が負っていくとしたら、それが確実に守られてるかずっと町がチェックしていかないとあかんことになります、今度。それも非常に問題なんです。そして、この確約書のそのものの効力というのも非常に私は疑問に思いまして、これは実際に印鑑証明か何かも一緒に添付されて交わされた正式な書類なのか簡便なものかわかりませんが、非常に心配になったんです。

以前、町長室へ我々要望に行ったときに、これは町の顧問弁護士の指導で確約書、こういう

ものを交わしたらいいですよという指導を受けてこういうをつくったという説明を受けたところなんですけども、そういう弁護士さんが本当にそんなことを言うのかなという疑問もあったんで、町の顧問弁護士さんとは別の弁護士さんに、我々は、こういう確約書というのを町が結んだんだけど、これは専門家から見て効力どんなんですかというて率直に聞いたんです。そしたら、あくまでもこの確約書というのは、町と山の所有者との間ではそういう理解にはなるけど、万が一事故が起きてけがをしたり亡くなった方が、こういう確約書があるから、町が提供した石で事故になったけどこれは町じゃなくてこの方の責任だと言うても、いや、事故を受けた人が違うと、これはあくまでも町の責任を自分は追及すると言い張った場合は、こんな確約書は意味がないというふうに、私たちが相談した弁護士さんは言うてました。その弁護士さんは、町の顧問弁護士さんをよく知ってらして、岡本さんというところで、和歌山の、そんな指導するかなあって疑問に思ってるということだったんですけど、大丈夫なんですか、こんな1枚で。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町の確約書の内容につきましては、議員御指摘のとおり、町の顧問弁護士と相談させていただいて作成させていただいております。そのときの弁護士の方針といたしましては、明らかに地権者の不動産の関係であって、町としては材料と言ったらおかしいんですけども、建物を建てる時にもそうなんですけども何かの材料を買って形をつくっていく、ほんでその一部の材料によって被害をこうむるというよりもその土地、地形の形をつくった、例えばコンクリートであったり土であったりそういった形になりますので、そういった不動産であるというふうに弁護士のほうからも指導を受けております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかったようなわからないような説明なんですけど、弁護士さんによって見解が違うというのはありますから、ただ全く今の町の理解とは違って、これが万が一の事故のときには効力を持たないというふうにはっきりとおっしゃった弁護士さんもおったというのは留意して、基本はやはり、これは非常に難しいかもしれませんが、新たな会社さんについても、あれは危ないんだと、住民から要望が出てると。もし、その会社が非常に太陽光発電で業績がよくて資金が潤沢やったら、石積みを撤去してもう一回擁壁に積みかえるだとかそういうこともしてもらえないか、行政指導という意味で今後もしっかりと交渉をしてほしいと思います。

それとあと、里道の保全ということで、五地蔵のところから上って例の今の場所を通過してまたおりにいくという、正式な、指定された熊野古道ではないですけども、今は町道を歩きますけど、一般的にここがかつて熊野古道だったということで、古道を守る会の方が看板も設置してくれてある熊野古道が、非常に通り抜けできない状態になってます。

この間も実は私たち歩いてきました。だけど、非常にソーラーパネルが邪魔になって通りに

くいし、五地蔵のところから上がっていくのはいいんですけど、最後下り口がどうやっておりていいかわからないんです、もう草が茂ってる部分、前のAさんが小屋を建ててそのままになってる部分と、あとは別に下のほうにおりる道もあるんですが、そこも災害復旧で行われて道路のようなものをつくってしまっただけで分断されてるんですけど、おりていく階段がないんです。

だから、結局通り抜けができないんですけど、それも解決するというで約束してあったはずなんですけど、それが4年たっても実現されていないということについては、どのようにお考えなんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘の里道につきましては、災害以前はその道を通って市野々神社のほうまで通行が可能でございました。しかしながら、現在は太陽光工事により通行できない状況でございます。法務局の公図によりますと、里道は途中で切れていることを確認させていただいております。

先月、現地のほうへ赴きまして、太陽光の地権者の方と現在太陽光の関係で太陽光の周りをフェンス工事で囲む工事が進んでいるんですけども、そのフェンスの間を通らせていただいて連続して市野々神社のほうまで抜けられないかということをお話させていただいております。既に向こうといたしましても、里道が途中まであるということは認識してくれてますので、民地の部分をなるべく通っていただいて、何とか通れるようにということはお話してくれてるんですけども、結果としてまだ現場を確認しておりませんので、再度現場を確認して、再度今のような要望をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） とにかく通り抜けできるように、一部私どもも公図で確認したんですけど切れてる部分があるんですけど、ただもう慣例としてずっと通ってたわけですから、あそこを。だから、その辺の理解はやっぱり当然していただいて、下、おり口もフェンスのところには矢印か何かしてもらって通路というふうにしていただくか、今までおりてたところの階段をきっちり直すなりするか、それは行政でやった工事であんなったわけだから、おり口に関しては行政のほうできちんとしてほしいです。

それと、長なって済みませんが、今新たに全面ソーラーの施設になってるんですけど、それについてもまた平らに造成をして設置してあるんですけども、その造成工事で根元の部分に、多分あのときの災害で出た石を使ったと思うんですけども、山のへりのほうまで造成してその根元に石を寝かせて使ってるんです。それが落ちてきそうなんです、我々この間見たんですけど。それで、その業者も心配なのか板で囲ってあるんです、落ちないように。だけど、本当に板です、あれ、つい2センチあるかないかの。あんなもの、数年たったらすぐ朽ちてしまうわけなんですけど、あれで本当に安全性確保できるのかと、また新たな心配の種がふえたんですけど、あれについて今後行政指導をやるという考えはありますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。



○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘の部分につきましては、先月私が直接現場に行って、工事の担当者と話をしてまいりました。そして、板での施工も見てきました。あくまでも板は仮設ということでございまして、その板の部分にフェンスをして落石防止も含めたフェンスを行うということで確認しております。下が道になっておりますので、少しの小さな石でも落ちないようにということでフェンスをするということをその場では確認しておりますので、再度現地へ行って実際にできているかどうかを確認してきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 建設課長には御苦労ですけども、むしろあそこのほうが、今まで我々が指摘した石積みも危ないですけど、もう道端なんで今回のところのほうがより危ないと思うんで、きちっと対策を業者の方が、新たな地権者がしてくれるか確認をしてください。

そして次に、現時点での安全性の問題はこれだけで、繰り返しですけど、確約書のことは本当にこれ1枚では心配だということをもう一度申し上げておきます。

それで、工事そのものについての疑問点なんです。この件につきましては、4年前ではよくわからなかったことから、その間にいろいろ自分なりに私も調べ、住民監査請求を出したMさんもいろいろ調べ、新たにわかったこと等もありますので、それを踏まえてちょっと質問をさせていただいたんですけども、あの工事が総額6,000万円ぐらいかけた町単独の工事ということで切り取りと吹きつけが行われたんですけども、そもそもあの工事が本当に町の災害復旧工事に値するのかなという根本的な疑問があったんです。

災害が9月3日から4日の未明にかけて起きてあそこの山が崩れたんですけども、当初あそこの土砂崩れ、すぐ近隣の民家に一部竹や木がかかってたということで、地元建設業者さんが町の要請を受けて土砂の撤去を行ったんです。その業者に対して、亡くなられたこのAさんは、ここは自分の山やと、自分は自分でするからもう出ていってくれと、私のこの山の土も取らないでくれという町が派遣した業者を排除というんですか、もうええよというて、要は自分の財産だから自分で守るよという意味なんですか、そう言ったのにその後で、どういわけか町内の業者じゃなくて有田川町の全然指名業者でもない業者が、崩れた山を切り取り出したということなんです。

町が決めた業者をそうやって排除しときながら別の業者にやらせて、それがどういうわけか災害復旧工事になってるという、つじつまが合わないんです。これはどう説明がつくんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

市野々の議員御指摘の現場につきましては、確かに災害直後は家にもたれかかっている部分だけしか見えませんでした。そこの撤去につきましては、地元業者に対応していただきました。その後、市野々区長さんのほうから山頂部に亀裂があるということで、私と区長さんと現

地に行って確認して、写真がないのが落ち度なんですけども緊急性があるという判断で、その当時災害直後ということだからかなり業者の人手が足りない状況でございましたので、圏外でありますけれども重機を保有している業者に随意契約で工事を進めさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の説明だと、ただその方は自分のところは自分でやるからということで、町の一旦派遣した業者、ある部分は土砂をある程度取ったんですけども、これ以上取るなというて出ていかせたわけです。その後というんですけど、それで今課長が言うた新たな亀裂というんですか、崩れる兆候が見つかったと、けどその写真がないと言うんです。けど、後から有田川の業者が切り取り工事を始めたのは11月10日くらいからだったと思います、たしか。だから、災害直後だったら混乱して写真も撮れないとかそういう状況はわかるんですけど、もう11月なんです。だから、そのときにその山の、課長の説明では大きな亀裂が山頂部に走って水が噴き出たと言うんですけど、何でその写真がないのかです。全く証拠がないです、本当にないんですか。区長さんも持ってないんですか、その写真を。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

当時の市野々区長と現場へ行って確認させていただいたのは事実なんですけども、写真は残念ながら撮りませんでした。ただ、当時の区長に聞いてもらっても結構なんですけども、大きな亀裂が入って二次災害のおそれがあるということはもう明確でございました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 区長さんには当然また聞かせていただきますし、今Mさんはもう区長さんからもいろいろ聞いてると思うんですけど、確かに亀裂が入ってたとしてもあそこまで大規模に切り取りをやらなきゃあかんのやったらそれなりの、だから業者も写真を持ってないのかなと思います。業者も工事するに当たってはある程度の設計をするわけですから、業者が持ってないんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

施工業者は着工前の写真は撮るんですけども、風景写真程度でございまして、その部分の亀裂だけを撮っている写真はございませんでした。それと、今となっては大きな工事というふうに言われるかもしれませんが、災害直後の市野々のほかの状況を見た限りでは、町といたしましては二次災害は絶対に起こしてはならないというふうなもとに切り取りをとらせていただきましたので、大きな土量になりますが人命を守るという第一目的を貫いて行った工事でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。これはもうまた水かけ論になりますので、写真がないというのはやっぱり疑問として残るということで再度申し上げておきます。

そして、町外業者がかかわることになったということなんですけど、住民監査請求の、事実上棄却だったんですけども、12月にいただいた返答の書類に書いてあるんです。たまたま町外業者はごみの処理でこちらのほうへ来てたという。で、重機や10トンダンプを持ってるんでこの会社に依頼したというふうに説明してるんですけども、それやったらこの業者がほかの町単の工事等でも、そんだけ業者がなかったんだったら、ほかの現場にもその業者に限らずほかの業者も入ってないかなということ、当時の町単でやった工事の一覧というのを建設課でいただいたのを見ると、全くほかの地区からの業者は入ってなくてこの有田川の業者だけです。それも、例のそこの現場だけなんです。ほかの現場も大きな何百万円の現場もあるけど、皆大体町内か、若干新宮のも入ってると思うんですけど、でこなしてるわけなんです。

だから、本当にこの有田川の業者に何で頼まなきゃいけなかったのかなという疑問が残って、我々いろいろ調べたら、実はこのAさんは有田のほうの出身の方なんです、もと。何年前に那智勝浦町に越してこられてた方なんですけど、この方は実はこの工事をやった有田川の会社で仕事をしてた人ということじゃないですか。だから、従業員契約を結んでたかどうかはわからないんですけど、この方はかつて有田川のほうでこの会社の仕事をやっていた人なんです。だから、地権者のAさんの全く身近な会社にやらせたということで、こんなことありますか。もし仮に、私の持ってる山が崩れて、町が派遣した業者に対して、いや、あんた帰ってくれと、自分は自分の懇意の業者があるからそこへやらすよって、要はそういうことじゃないんですか。そんなことは普通通らないでしょう。だから、おかしくないですか、これも。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

発注業者につきましては、確かにごみの関係で町へ協力いただいた県内のごみのグループでございますが、建設業の許可もとっておりまして、そういった意味で重機等の手配がスムーズにいったため随意契約をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） いや、それはわかるんですけど、ただAさんがもともとこの会社の仕事をしてた人というのは余りにも偶然の一致にしてはでき過ぎてるし、この人が自分の懇意の会社を連れてきて、要は町にここにやらせるなり何かじゃないと、そんな偶然に一致するとは思えないんですけど。町はその辺を当時わからなかったのか、知っててもやらせたのか、余りにも不可思議です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、ごみの関係で、当然那智川周辺で重機を使ってごみの撤去作業をしておりまして、そういった形でこの業者と随意契約をさせていただいております。特に

誰々からこの業者を使いなさいということはございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） この当時から、ここの工事については有田川の業者がやってるということに対してはかなり疑問の声が上がってたんです。いろんな方から聞いたんですけど、当時のうちの町の建設業組合の組合長も、あそこの工事はおかしいね、何であそこの会社がやってるのというのを言われてたという建設業の方もいました。ただ、とにかく建設業の町内の方に何であそこの業者があそこの工事をやってるのと、私いろんな業者さんに聞いたんですけど、もうノーコメント言うんですよ、いろいろ知ってるけど、自分は町の工事をもらってるんでもうしゃべれないと、勘弁してくれと言うんです。だから、しゃべれないようなことがあるというのは、何かあるんじゃないかと。で、当時の建設業組合長さんもおかしいと言ってたと。

当然、業者が足りないんであれば、一旦建設業組合に打診しますよね、で、いやもううちの町内業者ではできないからよそへ頼んでくださいと言うて、初めてうちの指名業者以外の業者を頼むと思うんですけど、だから当時の建設業組合の組合長に打診をしてないということですね。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

平成23年度におきましては、単独災害復旧工事を74件発注しておりまして、全てが町内業者で対応できるわけではございませんでしたので、そういった状況を踏まえまして県内のこの地区以外の業者ではありますけれども契約した業者と随意契約をして施工させていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 建設課長もしゃべれないことがあるのかなというふうな答弁に聞こえるんですけど、これ以上してもまた水かけ論になりますけど、あと当時の観光産業課長だったやめられた瀧本さんも知らなかったと言うんです、この工事が町の工事というのを当初は知らなかったと言ってます。彼は市野々に住んでたわけです、それで当然観光産業課というたら山のほうが担当なんで、あんだけ山が大きく崩れたら一旦は治山でやろかとかそんな話も普通やったら出ると思うんですけど、だからそういう観光産業課長にも何にも相談もなしにこの工事をしたのかなという、その辺も非常に不思議です。言うてました、全然知らなかったよということをおっしゃってたんですけど。

それと、この件に関しては私いろいろ調べたというか、当時ですけどこのAさんが頻繁に副町長さんのお部屋に出入りしているということをお聞きしたんで、植地副町長に工事おかしくないのということで私一回お部屋に伺って聞いたことがあります、覚えてらっしゃると思うんですけど。そのときに副町長は、いや、実はAさんは元町議のTさん、これも今はいらっしゃらない人ですけど、その方がこのAさんを連れてきたと。どういうことを要望したかはわから

んけども、副町長室で話をしたけども、自分はちょっと口論になってもう出ていってもらったと、だから自分はこの工事に関してはもう関与しないし知らないというお返事を受けたんです。ただ、議員がそうやって町民を連れてくるというのは悪いことじゃないんで、この人の言うことをちょっと困ってるから聞いたってよというのは言うても自由だと思うんで、そのこと自体は問題じゃないんだけど、口論になって追い返すぐらいやからやっぱりその要望が受け入れがたいものだったと思うんです。けども、実際にはAさんが望んでいたように工事が進んでいったと思うんです。だから、副町長がそんな不正なことをやる人やとは私は思いませんけど、副町長がやっぱりあかんよと返したけども、この方の思うように工事がいったんじゃないかと私は思うんですけど、ただ副町長が断ったんやったら、それを後聞き入れるというのはもう建設課長か町長しかないんですけど、町長のところへその方お願いに行っただけですか。

○議長（中岩和子君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） Aさんとの最初のいきさつ、質問ですのでお答えします。

この件については、先ほどおっしゃいましたように、元の町議さんの紹介で来ました。しかし、この件はこの工事の件じゃなくてまた別の、当時湯川の、向こうのほうの造成工事とかごみを捨ててる場所、そこらの関係で質問に来たということで知り合いました。それで、今お話を聞きますと、何かそのAさんと私と懇意にしているように聞こえますけども、私は彼が建設課とかいろんなところに用事で来たついでに、彼がちょっと顔を出して寄っていったという程度でして、特段私としては私的な交際があるとは、私は考えておりません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私はAさんからはそんなお話は承ったことはございません。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 当時、私が副町長の部屋を訪れたときには、この工事のことで私質問したんですけど、それが別の工事のことだということなんですけど、ちょっと合点がいかないんですけど。それと、このAさんは古くから懇意でないにしても副町長は顔見知りやっただけで私はいろんな方から聞いてるんですけど。副町長が便宜を図ったという言い方は大変失礼ですけども、副町長が何か物品をもらって便宜を図るとかそういうことは絶対やらない方だと思うんですけど、やはり温情というんですか、どうしてもやってよとか何か頼まれてそういうのがあったんじゃないんですか、疑って失礼ですけど。

○議長（中岩和子君） 副町長植地君。

○副町長（植地篤延君） 彼とは、初めて会って顔を合わせたのは元町会議員の方に連れてきていただいて、たしか円卓の議場だったと思います。あそこで話をしたのは間違いありません。それより以前に会ったということは、後から知った話ですけども、彼のお母さんが経営しておった喫茶店、これは私が趣味でいろいろと狩猟の関係で有田のほうに行きましたので、そのときによく立ち寄った店がAさんのお母さんが経営している喫茶店だったということだけは知っております。それ以外の認識はございません。

それと、今また議員さんがこの工事のことでとおっしゃいましたが、最初元町議が連れてきた話はその話じゃなくて、湯川のほうのお話でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。これもいつまでも食い違ったまま押し問答をしても時間ばかりたっていくんでこれだけにしますけど、私たちがいろいろ調べたら、副町長はAさんのお父さんと有田のほうへ行ったときに非常に懇意にしていたはずだという証言が、私いろいろ調査したら、そう言う方があったんです。ただ、それだからといって、Aさんのお父さんですからAさんとの関係がどうのこうのというのは、それで疑ってはあかんのですけど、今副町長はAさんのお母さんの喫茶店云々と言ったけど、私が聞いたのはAさんのお父さんと副町長が懇意だったと、そんな話は聞きました。これはもうこれだけです、もうそれ以上ですけど、だから我々がいろいろ持ってる、捜査機関じゃないんでいろんな人づてに聞いて調べたんですけどそんな話もありました。

工事の業者の選定についてはこれぐらいにしますけど、あとさつきから亡くなられたAさんが山の所有者ということでずっとお話ししてるんですけども、これについても大きな疑問がありまして。我々、Aさんがこの災害の直後から、ここが自分の山やということでおっしゃられて、それで町もAさんを相手にその工事の交渉をしたと思うんですけども、住民監査請求を出したMさんが、町内の飲食店でAさんと災害の後出会って、Aさんが自分は自分のおじさんから相続である山をもらったんだよという話をふとされた。AさんはこのMさんが現場のすぐ隣に住んでる人というのは知らずにそういう話をしたんです。ほんで、そのMさんは不審に思い後日法務局へ確認に行ったんです。そしたら、全くそのAさんの土地どころか岡山県倉敷市のIさんという人があそこの土地を持っているということがわかって、じゃあこのAさんは全然この山の所有者じゃないかという話になったんです。その後もずっと、我々が訴えをしている間もずっと土地は事実上は岡山県の倉敷のIさんという人が事実上の土地の所有者です。だから、町は災害が起きた当時、Aさんが本当にここの土地の地権者という確認をしたんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員申し上げましたとおり、災害直後の法務局の名義は別の倉敷の方です。ただし、町のほうから職員が出向いてって倉敷の方に確認したところ、売買の約束をしている、登記の手続がまだであるということを確認しております、それで将来的に契約される方との了解をいただいて工事を進めた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 実際に岡山まで行って確認してきたという話も聞きましたけど、私が聞いたのは、まずその前に和歌山県警に照会してここが本当にAさんが持っている土地かというのを一回確認をしたんだという返事もそれ以前にあったんです。本当に警察にそんな相談をしたのかなというのも疑問だったんで、私も以前知ってる新宮市の警察の方に聞いたんですけど、

警察の方は捜査情報とかは我々には教えてくれないのでわからないんですけど、首を縦に振らななだです、うんて。

これもそれ以上のものではないんですけど、ほんで実際に売買が成立してたというのは、法務局の書類で我々確認したのは平成25年3月に売買が成立して晴れてこの倉敷のIさんからAさんに所有権が移ってるんです、売買されてるんです。で、所有権が移ったのはまたさらに後の平成26年7月に、初めて登記がIさんからAさんに移ってる。売買があった平成25年3月というのは、もう既に切り取り工事がほとんど全部終わって、後吹きつける工事が始まったぐらいですか、平成25年2月ぐらいから吹きつけをやったと思うんで、そのときになって初めて売買が成立していたんです。そのときでもまだ登記が移ってないというから、だからIさんの持ち物のまま工事をやってたということなんですけど、売買の約束をしたただとか、あとは実際に倉敷まで出かけて町の職員が300万円で売買した日付のない領収書を確認してきたと言いましたが、これも本当かどうか、日付のない領収書が置いてあった、確認したと言っているんですけど、それもおかしい話です。

そもそもこのAさんは、自分はおじさんから相続でもらったとやうてたというんですけど、いつの間にか売買の話になっているということで、この辺の整合性もつかないんです。これ以上ここで質問をしてももうわからないと思うんですけど、Aさんも亡くなっていますから。百条委員会のようなもので来ていただいて証言していただいたらいいんですけど、それももうかなわないんですけど。

それと、山の所有権の問題はこれも謎のまま残ってます。それと、やはり工事が、さっきの写真がないという話に行きますけど、何であそこまで切り取ったのかなということなんです。山頂へ行くような道をつけるために削ったとしか思えない工事で、原則はやっぱり原状復帰です、原状復帰はしにくいと思いますけども必要な以上は削らなくてもいいわけです。それが、何であの山頂まで道をつけるような、だから将来その山のてっぺんを利用するために削ったとしか思えない工事で、あれはもう災害復旧じゃなくて私的な造成工事だと思うんですけど、そういう指示、町がああいうふう削れ言ったんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

亀裂のところから段切りといいますか、切り取りの図面を渡して、そのとおりに施工いただきました。それともう一つ、頂上付近にため池といいますか、池状のものが、その当時、災害直後ありましたので、そこに水がたまることによって被害が増大するというので、その部分を埋めなければならないこともありまして、道の部分もつけさせていただいて、その合わせて切り取りと上の池の部分埋める工事に必要なために道の部分もつけさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それも課長の説明を受けても、そもそものあの山が大がかりに崩れてたと

いう写真がない以上そう言われてももう検証がしようがないんですけど。ない以上は幾ら課長がそうやって説明しても、信用しろ言われてもできないです。これはもう何らかの第三者的なところに真実を究明してもらうしか、もう我々の、議会で百条の前に検査権というのもあるんですけど、それはもう書類の検査しかできませんから、書類上不備がなかったらそれ以上はもう疑問を追及できないんですけど、もう何もどうしてもわからない以上は、私もまだ今質問をして納得いかないんです、場合によったら何らかの告発なりしないと、そういうことは極力したくはないんですけど、そういう思いもするんです。町長いかがですか、もしそういう可能性もあるんですけど、今の質問では全く疑問が晴れない。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私としては、建設課長が答えた以外は私もわかりません。それが疑問に思うのであれば、告訴でも告発でもやっていただければと思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） わかりました。我々も一緒にこの件について調査をしてきた住民の方からまた相談をして、何らかのさらなる究明をするのかどうか検討したいと思います。

私は、この工事は本来町が、本当に公金を使ってやるべき工事じゃなかったと思います。仮に、最初崩れていた部分というのは写真で見ましたので、だから必要であれば当初の残土を当面の危険を回避するだけの残土の撤去を行って、後はやはり治山の事業等できちっと国の査定を受けて、国の査定を受けたらどこまでどう削れとかというのはもう明らかなんで、それを受けないからこの有田川の業者さんがどんどん削ってしまったとしか思えないんです。

これも証言であるんですけど、この業者さんは泊まりがけで来られてたんです。ほんで、勝浦の宿泊施設に泊まってたんですけど、那智勝浦町さんというのはいい町だと、自分たちが請求したら幾らでもお金を払ってくれるって、そんなことをうそぶいてたというんです。だから、食べ物にされたという言い方は失礼だけど、業者はそれはやっただけお金は欲しいし仕事欲しいです、だけど非常に脇が甘かったとしか思えないんです。だから、やはりきちっとした査定を受けてきちっと8割、国が建設費を持ってくれる正規のというんですか本来の災害復旧ですべきだったんです。私はあくまでもそう思うんです。

だから、私はこの工事は実際に工事を行う必要以上のお金がかかって、結局Aさんの土地の利益を増したったわけです。このAさんは、災害復旧で山のとっぺんまで道をつけるような工事をしなかったらAさんは開発もしなかったと思います。それで、今は名古屋の業者に移りますけど、Aさんが幾らで売ったかわからないんですけど、かなりの金額で買ってもらったと思うんですけど、だから結局Aさんや工事をした業者をもうけやしたった、それも公金を使ってということで、普通の会社であれば背任というような罪や職権の濫用とかそういうのにも値しかねないという、これを私は指摘しておきます。

それで、そういう今回のようなことが二度と起きないようにとにかくしたいです。そのために、私提案なんですけども、要は何でこういうことが起こったかという、工事そのものがそうなんですけど、後からの私的な石積みだとかの開発行為が起こったということなんですけど、一



般には1ヘクタール以上の開発行為でやったら法で規制されてると。届け出だけじゃなくて県の許可が要る。けども、あそこの山頂部の森林を伐採したところの面積をはかると微妙に1ヘクタールを切ってるんで、結局あの工事が何のチェックもないままにされてしまったと。これが、もし県の許可が必要な工事だったら、多分太陽光発電の施設をつくる言うたら、調整池をつくりなさいだとかいろんなことを県から言われるはずなんです。だから、そういうものもないままに工事が進んでしまったんで、いまだにあそこ全面太陽光発電の施設になってるけど、調整池みたいなものが何もないんで、あそこに降った雨がダイレクトに町がつくった側溝に皆流れ込んでくるんです。だから、それで今赤土がむき出しなので、側溝にいっぱい土砂がたまって、あのますは町の側溝なんで町が管理することになってますけど、あの状態やったら永久にあのますを掃除し続けないとあかんということにもなって非常に問題だなと思うんですけど。

そういうことを回避するために、私いろいろ調べたんですけども、自治体によっては1ヘクタール未満の開発行為でも独自の条例を制定して規制を加えている自治体が全国にかなりあると。私がかつた見たのは長崎県の諫早市、環境保全条例というのをつくってまして、0.1ヘクタールから1ヘクタール未満の、都市計画法以外の地域で行われる開発行為を規制してます。普通の農業ですとか林業とかに使う施設だったら特に除外なんですけど、いわゆる住宅ですとか今回のソーラーですとかそういう農林業以外の開発については、1,000平米、1ヘクタールは1万平米だけど1,000平米からでも規制しようということで、ただ罰則的なものはなくて、どういうふうに規制するかといいますと、開発しようとしたら、まずは諫早市だったら市長に届け出て市と協議をなささいということです。で、その開発の目的ですとか自然環境や生活環境への保全対策をとってるかというそういう事業計画の提出を求めるといふ。だから、ここでチェックできるわけです。それが認められて初めて協議済書というのを交付して開発ができるというんですけども。罰則とか、条例なんで緩いんですけど、それでもこれでかなりの部分は規制できると思います。

別の市町村なんかでは、これは諫早市は市と協議ですけど、隣接者との協議を義務づけているような自治体もあるんです。だから、我々の地区のように災害が頻発するような土地でしたら、企業にとったら経済行為を何で規制するんだということで文句言われるかもしれませんが、住民の安全のほうが大事なんで、そういう規制についても考えてほしいんですけど、これは担当は総務課かどっかわからないんですけど、ちょっとそういうことも頭の中に入れてほしいんですけど。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

都市計画法というのがありまして、これは基本的に都市計画区域内の法律なんですけども、都市計画区域外であっても造成する場合は、先ほど議員言われましたように1ヘクタールという基準がございます。したがって、市野々地区は都市計画区域外ですので、開発する場合は1ヘクタール以上の場合は協議が必要となっております。

さらに、太陽光につきましては、現在和歌山県のほうで太陽光によるトラブルがかなり地域で発生しているということで、県としては何らかの対策をとらなければならないということで、まだ具体的には決まってないんですけども、そういった指導要綱等が今後作成されるというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 県もそういうことを検討しているというのは初めてお聞きしたんで、県下で先駆けてそういうことを県に準じて対応していただけたらと思います。余談で太陽光の話が出たんで、浜ノ宮でも国道の端で太陽光の施設の工事が行われてますけど、あそこも本当に調整池とかをつくるのが後になって、削るほうだけ先にやったから国道に濁り水が流れ出て、どうも会社は大分怒られたという話を聞いたんですけども、いまだに雨が降るとあそこどろどろしてるんですけど、だからそういうことが、開発する前にはまず先に調整池をつくりなさいというようなそういう規制があったらそういうことにならないんですけど、だからしっかりとそういうものに、県が考えてるということなんでうちの町もぜひそれに準じた対策をとってほしいと思います。この市野々の切り取り工事の件については、以上にさせていただきます。

2点目の質問に移ります。

これは、南紀園……。

〔11番森本隆夫君「11番、議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） はい。

○11番（森本隆夫君） 議事進行をお願いします。

今7番議員の一般質問でありますけども、この件名は南紀園の現状についてと、こういうことであります。要旨は町長を通じて管理者の太地町長に改善を求めると、こういうふうな要旨です。

そこで、これは一般質問というのは町の全般的な事務に関するものだとは僕は理解してあったんですけども、ですけども議長はこれを許可したわけですから、議長の見解を聞かせてほしいんです。ということは、この南紀園は東牟婁新宮老人施設、老人福祉施設云々とかという組合なんです。組合の議員は町長が議長で、議会は町長が議長であんたは議員なんです。そして、その方々に委ねてるんです、この運営については、ですから、そこへ我々のことがやれるんですか、この一般質問でという見解を僕は持っているんです。せやから、あんたが認めたわけですからあんたの見解を聞かせてください。大丈夫ですか、認めて、許可して。

○議長（中岩和子君） 町長を通じて管理者の太地町長に改善を求めるというて、町長に対しての要望として捉えてあるんですけど。

○11番（森本隆夫君） そんなことできるはずないよ、我々が。部外ですから。あなた方に任されてあるんです、あつこの運営については。ほいで、議長であつて、あんた議員やない。

〔「議長、ちょっと休憩して。休憩して戻ってくる」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） ちょっと待ってください。うちのほうからも、うちの町からも補助金を出してあそこは運営されてるんで……。

○11番（森本隆夫君） それはわかってある。その負担金は云々というなにだったらわかるんですけども、それは予算、決算のときにどうして算出するんな、ほんで全体はどんななって聞くのはわかるんです、それはできるんです。以外のことで、このことについて運営について云々ということはできんのです、我々は。あんたも太地の一部組合もやったでしょ、あれも我々5人出てるんです、我々のメンバー。ですから、こっからやれんのですよ。そして、新宮周辺組合もあります、新宮市、東牟婁の。あれも議長と町長が出てるんです。それでも、こっからここへ質問することはできんのです。その負担金についての云々は予算、決算のときには言えるんですけども、こういう場では僕はいかんと思います。これは議長の見解を、議長がこれをもろたときに本人と何も話してないんですか。聞いてないんですか。それであなたええと思っただけですか。それは間違いですよ。

○議長（中岩和子君） 失礼しました。私の捉え方としまして、南紀園については町のほうから補助金も出してありますんで、その内情について町長に聞く分にはやぶさかではないかと思って許可をしましたですけど……。

○11番（森本隆夫君） それは違うってよ。

○議長（中岩和子君） もし間違いでしたら、訂正させていただきます。そのことを調査しますので、調べてみますので、休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時38分 休憩

15時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

貴重な時間を申しわけございません。この件につきましては、一部事務組合の事務につきましては町の事務ではないとの見解と、構成団体が応分の負担等を伴うことから質問できるとの見解がございます。今回につきましては、7番議員よりこの件につきましては慎重を期して取り下げるとの申し出がございましたので、議長としては今後この件について調査、検討をしたいと思っております。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） それでは、今議長の説明のとおり2番目の質問については割愛をさせていただきます。3番目の透析患者さんたちの声にどう応えるのかという質問に移らせていただきます。

ですけど、ちょっと持ち時間がわからなくなっただけですけど、どんだけですか。

○議長（中岩和子君） 30分。あと30分。

〔「はい。あと28分」と呼ぶ者あり〕

○7番（曾根和仁君） 午前中の質問の中にも若干触れていただきましたが、12月8日に町立病院

内で、今後新病院において透析がなくなるという趣旨の患者さんを集めての説明会を持たれたんですね。私も出席をさせていただきました。これについては病院の事務長よりそのとき説明があったわけですが、私厚生の常任委員会に所属してますけど、あくまでも新病院という位置づけで質問をさせていただきますので、御了解いただきます。

それで、当日の説明会は午前中の津本議員の質問にあったように、皆様は何らかの今後の相談があると思ってお集まりになったんですけども、実は出席してみたら一方的に廃止の説明ということで、皆さん非常に立腹されてかなり厳しい質問が相次いで、結局2時間のほとんどが患者さんからのかなり怒った質問に費やされてたという印象を受けるんですが、ただその唯一の希望は、2時間の最後の部分で、患者さんからもうこれで一番最後の説明会にしないでくれと、やはりもう一度継続して説明会を開いてほしいという要望に対して、町長は、小さな声でしたけどもう一回やるということで担当にも指示をしたと思います。そのように私は受け取りましたので、それだけまず最初に確認をしたいんですけど、町長、もう一度あのような会を開催してくれるというあの約束は本当やということを確認をいただきたいです。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

あの説明会でもまた改めて御理解を求めていただきたいと町長も申ししておりましたので、その旨、内部でも検討して、患者様の皆様に御理解を求めていただく機会をまた設けていきたいと考えております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 非常に微妙な発言です。御理解を求めるとの会合というと、また今廃止の説明の会合としてとれるんですけど、多分あそこにいらした方は、そういう流れになるやろうという思いは抱きつつも、ひょっとしたらの可能性も込めてもう一回開いてくれると思って帰られた方もいらっしゃると思います。あの中で、一方的に廃止というんじゃなくて、もっと具体的に検討、理由がわかるような、これこれこういう理由でというなそういうのが私の印象ではなかったんで、だから全く同じ説明会をもう一度開くんじゃなくて、より丁寧な説明になることを希望をしております。

それで、その後に、火曜日でしたか、新病院の建設の特別委員会を持たれたと思うんですが、そこでも当然議論になったと思うんです。委員の皆さんからは私聞いてないんですけど、町長は臨席しなかったということなんですけど当然それについてのやりとりを持たれたと思うんで、委員の皆様からどういう意見があつて、それに対して当局はどう返答したかをかいつまんで説明してください。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

先週の12月11日金曜日の新病院建設調査特別委員会のほうで、先ほど議員おっしゃいました12月8日に開催しました新病院における透析部門の廃止についての患者様の説明会について御報告をさせていただいております。

初めに、概要を私のほうから説明させていただきました。患者様に対する説明会が大変遅くなったことについておわびを申し上げさせていただき、次に町長から透析専門医の常勤確保が非常に困難で見込めないこと、また建築費の高騰による事業費の増大による建物規模の縮小に合わせて診療機能の縮減をしなければならなくなり、町長自身が重い決断をしたことをお話をさせていただいたこと、それとその後患者様から御意見、御質問をしていただき、結果としては患者の皆様全員には十分な御理解をいただけなかったと当方は受けとめておりますという旨を御報告させていただきました。

その後、透析部門のことにつきまして、委員会の委員の皆様からいろんな御意見をいただいております。まず、透析患者の患者数の減、減っていった原因はということに対しまして、当方では、先ほど言いました常勤医を確保できなかったことが一番の原因と考えておりますという旨、それと県内の透析専門医がふえる見込みはないのかという御質問に対して、医大のほうの医局のほうでも医局員の確保に非常に苦慮していると聞いておりますというお答えをさせていただいております。

それと、大きくはあと透析廃止についての委員会の説明につきまして、当方といたしましては、新病院の診療科における表現の中で透析について明確に表現できなかって、委員の皆様にも誤解を招いていたということについておわびをさせていただいております。あと、最終的な決断は、院長初め相談して町長のほうで最終決断をさせていただいた旨を報告をさせていただいております。それと、透析患者のもし廃止になったときの対応につきましては、近隣の透析を専門としているクリニック、診療所のほうに御紹介をさせていただきたい旨も御報告をさせていただいております。

あと、これは委員長からの提案で、町内の民間病院等に透析部門を診療してもらえるような打診はできないかということに対しましても、設備投資が非常に必要な部門でありますので、その点は難しいと考えておりますとお答えをさせていただいております。

大きな点ではあれなんですけども、あと最後に、議長初め委員長、それと委員の皆様から、町民に対して誠心誠意な対応を、それと委員会としては患者にできる限りしっかりした説明を求めていくということ、それと最後まで透析継続を諦めずに頑張ってもらいたいという御意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 丁寧な説明ありがとうございます。よくわかりました。私、今ここで透析の部門の説明してますけど、あくまでも私個人の意見で、やはりこの議会には新病院の建設の特別委員会がありますので、そこでの協議というのを私も尊重したいです。やっぱりその委員の皆様から、継続なり町内の業者で受け持ってもらえないかというそういう提案もあったって言いましたけども、とにかく町立で維持するなり町内でという委員からもそういう要望があったということなんで、それで当然8日の町民、患者さんからもそういう要望があったんで、次にもう一回開く会が全くの廃止の会で本当によろしいのかなと。万が一、仮にそうなるんだ

ったら、特別委員会で2回でも3回でももんで、特別委員会の委員さんでもそうかと言うような理由で委員を納得させてからでないと、やっぱり患者さんにも説明がつかないんじゃないかなと思うんです。

それで、一個疑問なのは、町長8日の説明会のときに、自分は新病院、町民のために透析部門を何とか残せないかというてぎりぎりまで検討したと。山本院長も同じようなことを申し上げてたんです。けども、もう苦渋の決断で廃止せざるを得ないということになったんですけど、どの時点で、何月というのは言えるかどうかわからんけど、大体どの時点で、あるところまではつくろうとしたけどあるところからもう諦めたということになると思うんですけど、どの時点でそういう判断をされたんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは、今設計の段階でいろいろとスペースがとれるかとれんかという問題が、最終確認申請をいくところまでする時点ですので、この8月から9月に、議会が終わって、で、議会のときに病院に対する経費の節減を強く決議されたということもあって、なかなかそういうところまで波及できないだろうなあというところで、私はその時点でもう断念せざるを得んのかなということは、自分自身では答えを出しておりました。

そういう中で、今回の説明というのは、私ももっと早い時期に担当のほうに指示して説明を行えばよかったんですけども、なかなか日程的なものというのは、皆さんに言われましたら言いわけをするなということになるんでしょうけれども、そういうことで当然時期がずれていったということに対しては私も申しわけないと思って、この間の説明会ででもそういうおわびをしたところでございます。

そういうところで、8月、9月の間で考えていたところ、そういうことだったんである程度やむを得ないなということで、ただ将来的にもいろいろと事情が生じてきたときには、うちが受け持たんなんというときには、病院の経営とかいろいろなことを鑑みて別棟で建ててそういうことも可能かどうかということは今後の課題というのはしていきたいということは常々言っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 8月、9月といったらもう本当についこの間までなんですけど、今この間の8日もそうなんですけど、今のただいまの町長の説明でもちょっと矛盾する説明だと思うんです。今、議会が予算を非常に絞ったということなんですけども、一方では専門医の派遣が得られないからと。じゃあ、仮に議会がじゃあいいよと、透析部門を維持するためにもう少し予算を使ってもってなったら、じゃあ和医大を説得できるんですかということになります。町長の、議会が予算云々という、矛盾すると思うんです。一方で先生が派遣がという、それやったら専門医がないからなくさざるを得ないというたら、幾ら予算を議会がつけようが和医大から先生が来なかったらできないということなのか、相反する説明です、整合性がないですわ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） もちろん、その医師の派遣がないということも含めて、そういう判断をしたわけでございます。議員おっしゃるように、我々は委員会で、特別委員会というのは目的が何かというと、よりよい病院をつくるということをもってその委員会を設立されてると思うんであります。そういう委員会でいろいろなことを、透析がどうこうというような議論が私のほうに届いてこなかったというのもあります。ただ、私のほうに届いてくる議論は経営はどう、将来財政負担はどうというようなことについては来ましたけれども、そういうところは一番、議員……。

〔1 番荒尾典男君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） はい。

○1 番（荒尾典男君） 済みません。私、今新病院建設の委員長をさせてもらってますけど、新病院のほうに透析をしないという話は今回初めて来たばかりです。一回確認のために新病院建設調査特別委員会を開催させてもらっていいですか。

○議長（中岩和子君） 休憩します。確認していただきますので、それでは新病院の委員の方、来てください。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時18分 休憩

15時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほどの私の答弁で、8月、9月というのは勘違いと言うたらおかしいんですけども、最後まで透析ということに私こだわってましたので、その辺ぐらまで意識していたということで、実際上は今担当のほうから聞いたときに、3月のときに予算を見送ったと、で、5月でいろいろな経費の節減をということで135床から125床、そのときに透析の廃止もあわせて言わせていただいていると。そのときに苦渋の決断はしたんですけども、私としては最後まで何とか残せないかなという、夏ごろだったと思うんですけど、病院のほうに行ったときには、それで透析の医師の派遣というのは難しいと言われることがあったんで、それはもうやむを得ないなと。そのときに、いろいろともう思いはずっとそういうふうにして透析があったというのは私の持論からしてもずっと考えておったので、最終的に私の決心がついたのは、最終的なプロポーザルで組みかえができないというところで諦めた。ただ、医師の派遣というのは当然なくなってるということもありますけれども、眼科みたいに週1回のところを何とか探し出せれないかとかというのも常々考えておったところで、そういう結論になった。

担当のほうとのすり合わせというのは、なかなかそういうところでしっくりうまく意思の疎通ができていなかったというのは、私の落ち度かと思っております。そういうことで、最後まで、私透析の患者さんのところで説明したように、本当に諦めきれなかったというのが事実でございます。

○議長（中岩和子君） 番外病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 先ほど、町長の発言があったかと思うんですけど、先ほどの私のほうのお答えにもありましたように、特別委員会のほうに対しましては、新病院の新たな診療科についての表現はさせていただいてましたが、含まれていない診療科について明確な表現をしていなかったことは認めさせていただき、おわびを申し上げた次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 私の質問でいろいろと時間をとらせてしまって、けど議場の発言というのは本当に公式の記録に残るものなので、やっぱり正確を期すためにこうして慎重に時間をとって精査していただくのはよかったです。

今わかったように、町長はぎりぎりまで悩まれたと。ほんで、病院事務長の説明のように委員会には明確に透析がなくなるという説明がなかったということを考え合わせると、やはり町長、一人で悩まないでください。特別委員会というのがあるので、そこへ投げかけて、何とか残したいんだけど委員会としたらどうやろかというのを投げかけるというのも方法だと思うんです。特別委員会と当局で一緒になっていい病院をつくるために考えていただきたいんで、だから繰り返しますけども、もう一回、1回でも2回でも特別委員会でその存続の可能性というのを審議してほしいんです。

出席者、元役場のOBの方、塩崎さんですか、患者で来てらしたけどもいい提案をされたと思うんです。仮に病室をちょっと減らして透析を残した場合に、じゃあどれぐらい余計に建設費がアップするか一回はじき出して、それで一回検討してみいよという提案があったと思うんで、全く無駄じゃないと思うんです。それとあと、見込める患者数の増減と対比して、それでもだめなのか、それやったら何とか可能性があるのかという、もうぎりぎりまで八方手を尽くしてもだめだとか何とかいけるという、そうやって最終結論を出していただきたいんです。

それで、参加者の中で言葉が心に残ってるんです。ヒューマンイズムの問題だからということで、しきりと訴えてる患者さんいましたんで、医は仁術なりというような古い格言もありますので、その辺を踏まえて新病院の建設に、今後特別委員会と慎重に審議をして臨んで、そして最終その結論を患者さんに提示するという方法で進んでいってほしい。それで、我々もその意見には従うつもりでございます。

そして、きょう出席されてない山本院長にもぜひその旨お話をさせていただきたいと思いません。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中岩和子君） 曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開3時45分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時40分 休憩

15時44分 再開


~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 3点ほどの件名で質疑をさせていただきます。

質疑に入ります前に、私今回初めての一般質問になります。何分にも常任委員会の私の所属する分野にも入ってこようかと思いますが、町長に行政執行の手腕ということでお聞きしますので、お許し願ひまして、また答弁は簡単な説明で、慎重な前向きな御答弁を賜りたいと思いますので、よろしく願ひします。

まず1点目の町長の行政執行の手腕についてお聞きします。1点目、第9次長期総合計画の作成についてであります。少しお聞きします。

去る12月3日、長計審議会が開催され、素案の公表と審議がなされましたが、委員の皆様方には多忙にもかかわらず審議会はもとより15回もの分科会を経て、来年1月には第4回、第5回の審議会で町長に答申するとのことですが、そして3月議会で議決を得た上で完成とありました。この報道がございました。

当局は、この議会の議決を経るためにどのような上程を考えておられるか、その点をお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画につきましては、答申を受けた後、3月議会で議会の議決を得ることを考えてございます。総合戦略につきましては、特に議会の議決のほうはないんですが、議会のほうに報告させていただきまして、どのような形で総合戦略を進めるかということをお報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 総務課長、今私聞いたのは総合戦略のことではなしに、長期総合計画の第9次の議会の議決の必要と、です。その提案、上程は、いつもどおり議運がなされて告示して、それからの議案提出になるんですか。その点をお聞きしてるんです。議案ではなしに上程の仕方。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 他の議案と同じような形で、告示したときに提出させていただきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ、審議会委員の皆さんが慎重審議にされた中での答申された内容を尊重する中で、当初といえどもその議案配付は1週間前ぐらいになります。まして3月議会、当初予算がある中で長期総合計画の、この計画がそういった時期に議会へ出されて、議案よろしく御可決のほどをとった時間的に非常に短い間に、私どもは当初予算も見なければなら

い、また長期総合計画の膨大な基本構想等の審議について余りにも時間がなさ過ぎると思うんです。ですから、2月に答申を得ておろうかと思いますが、これ3月議会ですんなり議決するためには議会への説明、長期総合計画の説明等をしていただく機会は持ってもらえないんですか。でなければ、きょうも5番議員があれば1人で約1時間の質問、長計の8次の質疑をしました。1回の審議でそれだけのものをやったら、皆さんが時間をかけた委員、この長計を、我々議会が軽率に議決するわけにいきません。やっぱり審査時間も十分いただかなければできるものではありません。ましてや、先日可決になった過疎地域自立促進計画とは中身が違おうと思うんです。今後、5年間、10年間、基本構想なりにのっとった我が町の進むべき道をあらわした長計です。それをすぐに、説明もなくただ単に議案として出されて議決というのは非常に私は疑問に思うんですが、その点いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画の議案をさきに出してほしい、説明してほしいということかと存じます。事前審査に当たるということもございますので、一度検討させていただきまして、ただ内容につきましては、議員さんおっしゃるとおり重要なものでございまして広範囲にわたるものでございます。私どもといたしましては、町長から諮問して答申を受けた長期総合計画の審議委員さんのプランでございまして、できるだけそれを尊重したような形で議決をしたいと思っておりますので、その時間があるのであれば、私どもも考えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひとも、今総務課長の答弁のあったように、事前審査ではなしに、当たらないような形で、議長にもお願いしたいんですけども、このままでしたら恐らく長計を製本を読破した中で質問という時間はありません、我々にとっては。徹夜で当初予算もやりこれもやりってやっていかなんだら、その1週間でこれだけの勉強せいというて、非常に僕の頭では無理だと思います。ですから、事前審査ではなく、議員に内容を、この長計の基本構想等を話をお聞かせしてもらって、議会ですんなりと議決できるような方法をとっていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃるとおり、長計は非常に町の将来をかけてつくっていただいている総合的な指針となる計画でございまして。できるだけ時間を早く議員さんのほうにも提出させていただきたいと思っております。

以上です。

〔9番亀井二三男君「よろしくをお願いします」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 済みません。そんな中で、今本町が策定しようとしているまち・ひと・しごと創生の総合戦略について、先ほどもあったように、報道でもありますように、10月に完

成予定とか言ってますが12月にも間に合わないという中で、現在の進捗はどのような状況であるか、お聞かせください。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 総合戦略についてのお尋ねでございます。国と同様に県、そしてまた市町村におきましても総合戦略市町村版をつくります。本町におきましても、和歌山県の一地域といたしまして県の総合戦略に基づきまして、先ほどもお話が出ておりましたが5項目の基本的な項目につきまして指針を定めております。そしてまた、人口ビジョンにつきましては、2060年には人口は6,000人台となると言われております。活力ある那智勝浦町を維持するために8,000人台を維持することを掲げまして、出生数の維持、それから毎年平均30人の転出抑制、転入促進のこの2点に着目をいたしまして、各種分野において横断的な施策を、長期的な素案でございますけれども、それぞれ基本項目で事業を上げてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今説明がありましたような、国、県等のビジョンも踏まえてとありますけれども、果たして国、県の5項目に本町値するものが果たしてあるのかどうかも後で尋ねますけれども、この前行った3日の長計審の冒頭、長計審の会長が冒頭、長期総合計画は現在策定中の地方版総合戦略や国土強靱化とともに進めていかなければならないということをおっしゃっております。その点、総合戦略のおくれが長期総合計画の策定に響いてこないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画と、たまたまですけども国の総合戦略の策定、私どものこの事業計画と重なっております。同じ5年間でございます。長期総合計画については予定どおり進んでございますけれども、総合戦略については若干幅が広いところもありまして、しかも本町でやるにはこの5項目をどのような形でやっていくのかということも検討していかねばなりません。その点で、若干やはりおくれが出てきております。ただ、計画といたしましては長期総合計画は大きな町の指針となる計画でございます、その次になるものが事業計画とかそういうふうになると思うんですけども、この総合戦略につきましては、国が打ち出しております地方創生やとか人口減少に対応するために町がするもので、そちらの方面からつくる実践的な実施計画と考えてございます。ですから、長計があつてからまたこちらのほうをやっていくということで、それと策定がちょうど長期総合計画と重なっているということで、長計の委員さんからも意見を聞くことができます。そしてまた、私ども担当者とコンサル会社が同じ会社ということで、そこらあたりでは担当者の指示のもとで長計との連携ともスムーズにいくんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、長計委員さんからもいい意見を聞いて、この総合戦略策定にも使えるんじゃないかという答弁だと思うんですけども、審議会長はこの総合戦略とともに長計を進

めていきたいと、これ長計が先ですか、総合戦略が後になるんですか。これをまず1点聞きます。

それから、県が長期ビジョンを出している中で人口減少ペース、先ほど総務課長、本町のことを言われましたけども、県は今現在約96万人ほどの人口から2060年には50万程度にまで減少、激減する見込みということをやっておりますが、これを70万人に食いとめる、確保する必要があるとした総合戦略、5つの柱です、これがなされておると、これは県の構想です。それに伴った、先ほどの総務課長の説明のとおり本町もそれに従ったと思うんですけども、本町も今現在1万6,400人ほどの人口から、2060年には6,326人と細かい人口の推定になって、これを町は8,825人を目標に定めているというようなことがあります、この根拠、これは単なる県の数字からコンサルが割り出してきた数字だけではないんですか、この根拠はどんなんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 長期総合計画と総合戦略については、本当に議員さんがおっしゃいますとおり同時に進めるべきものと考えてございます。しかし、若干総合戦略のほうがおくれております。調整もおくれてきております。

そしてまた、人口の設定でございますけども、これにつきましては県のほうも設定をしております、私ども那智勝浦町につきましてもコンサルとともに町の人口推計をしております。県がもしこのような形で総合戦略をやっていくのであれば、町もそれに伴って町としてその部分を担って総合戦略をやっていかなければならないと考えております。その数字が8,000人台を維持するという数字となってきました。そのためには先ほども申し上げましたが、2点の着眼点、出生数を維持すること、それと毎年平均30人の転出抑制と転入促進を図っていくと、この施策を行っていくということで、いろんな分野でどのような事業ができるか検討をしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） わかりました。本町も少子・高齢化が進む中、2060年という先のことを見据えた中では非常に困難な数字だと思いますが、これもそういった目標達成に向けての努力を、町長初め当局側、また議会にも提案していただきながら進めて確保するように努力していただきたいと、かように思います。

次に、2点目として、安心・安全なまちづくりに対する防犯対策についてお聞きします。

近年、全国的に子供たちが誘拐等人命にかかわる犯罪に遭遇しているニュースが、各方面から数多く見られ、聞かれます。

そこで、まず教育長にお伺いしますが、本町の園児、小学生の通園、通学路等の安全対策はどのようになされておられますか。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

学校あるいは通学路における安全確保について御質問いただきました。小学校におけるものでありますが、登下校時の見守りといまして、これは県下全域の取り組みでございます、通学路セーフティネットの日というのを定めております。こちらは年6回、6回というのは6月、7月、9月、11月、1月、3月であります、それぞれ最初の登校日になりますが、この日に保護者、教員、地域の皆様に御協力いただきまして、登下校時の見守り活動を行っております。

それと、次はことしから始まったこととありますが、本年2月に紀の川市で小学5年生の児童が殺傷されたという事件がございました。それを受けまして、これは和歌山県警からの呼びかけということになりますが、ことしの7月から毎月1日と15日の主に下校時になりますけども、見守り活動を実施しております。こちら、各学校において教員、保護者、地域の皆様が街頭に立ちまして、児童の下校時の安全確保に努めております。

その他、宇久井小学校では不定期に地域の皆様が街頭に立っていただいております。そして、市野々小学校では、これは毎日になりますが、こちら地域の皆様が街頭に立って見守りをいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今の、見守り隊といいますか、そういった中で7月から1日、15日という生徒等の通学のことで父兄に御負担をかけながら見守っていただいております。しかしながら、各小・中でばらばらであると。やはり市野々の小学校のように毎日立てるぐらいの活動をしていただければと思いますが、車道等の、また交差点での見守り、誘導等、特に必要だと思います。今後とも、こういった児童の安全を守るべく対策をよろしく願いしておきます。

ほんでまた、学校内、また通学、通園等々の場所における防犯カメラ等の設置はどのような形で、あるんですか、ないんですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、町内の小・中学校では那智中学校にのみ設置されております。こちらは、那智中学校の職員室にモニターを置いて、例えば校庭であるとか校舎の裏側、そういったところを監視というのは言い方悪いですけど、見るができるようにしております。その他の学校には今のところ防犯カメラの設置はございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これも、那智中にやっておりますという胸を張って言われましたけども、那智中は最近の建設です、それは最近それをやるべきとして当然やったと思うんです。やはり、ほかの小・中学校もそれに見習った防犯対策をやるべきことやないんですか。これは、これから先も新築、またやっけていながらやりますということで、新築したものだけをやっけて、あとはそのまま残していく、また建てかえたときにつけたらいいと、そういう問題やな

と思いますので、今後とも子供たちの防犯についての防犯カメラの設置等々、各小・中学校考えていただきたい。お金もかかることですので、余り私も言いたくないんですけども、やはりそれを考えていただきたいと思います。

それから、教育委員会だけではなく、本町観光立町の町であります。この本町において、防犯対策として、観光客が多い町であるがゆえに守るべき安全対策として、町内各所での防犯カメラの設置等は行政では行っておりますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今年度、新宮警察署管下の防犯協議会の協力を得まして、J Rの紀伊勝浦駅に防犯カメラ、これを設置することとなっております。現在、その設置場所についてJ Rと協議をしております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） J R勝浦駅に設置ということですが、ほか、その周辺には観光協会なり旅館組合なりいろんな団体もある中で、ほかには行政としては考えておらないというわけですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 当然、今防犯カメラの設置がかなり多くなっています。安全上もう必要になってきているというのが現状かと思います。町内におきましても、バスターミナルとか商店街とか必要になってこようかと思います。子供の通学路に関しては教育のほうでということになるかかと思えます。しかし、まず1カ所でも設置して、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 検討の結果、いずれまたお聞きします。

昨日も、町内放送で天満地区の御老人が一時行方がわからなくなったという放送がございました。それからすぐに無事発見されたという放送もございました。家族の方も安心したのだと思います。また、一昨日の新聞では、三重県の御浜町の中学生が先月から行方不明との報道もございます。さらには、岩出市の中学生が校舎から転落、幸い目撃者がいたために事件、事故、そこら辺が目撃者がいたということがございます。これらの事案は、他山の石として捉まえるのではなく、やっぱり安全・安心なまちとして欠かせない、これからの私たちの那智勝浦町として重要な課題と考えておるでしょうか。最後に町長の御答弁。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今、欧米化した犯罪が日本で頻繁になってきております。その中で、都会地では角々には防犯カメラを設置というの見受けるところでございます。総務課長はちょっと控え目な返答を、検討していきますということだったんですけど、部署的には担当課と設置を整備していく上ではどこがいいかなという、臨海線に1つと、水道課の建物のところがまた3差路、もしくはターミナル、漁会付近という、ここを押さえておけば中の犯罪というん

か入ってくるのも皆チェックできる、ただそのときにそのフィルムというんですかデータをどこが管理するか物すごいナーバスな部分がありますので、そういうところもこれからどうやるべきかということも検討していかなければならないのかなど。ただ、議員もおっしゃられるように資金の問題がありますので、その辺についてどういうふうな整備計画を立てるかということ、これからの課題としては考えなければいけないのかと、そのように考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 総務課長より町長の前向きな発言、御答弁ありがとうございます。

次に、3点目としまして、空き家等対策についてお聞きします。

これはことしの9月の新聞だと思えますけども、和歌山県がこの9月18日ですか、県景観支障防止条例に基づいて那智勝浦町の勝浦の木造2階建ての住宅を撤去もしくは改善するよう所有者に命令を出していますが、この措置の期限があと4日なんです。この進捗はどうか対応は町は聞いておりますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員御質問の、和歌山県条例、通称支障景観防止条例の件でございますが、これにつきましては平成24年1月1日に施行されております。町内で1件、平成24年12月に区長が代表となり周辺住民の署名を集め県へ申請書を提出しております。

現在、議員から説明があったとおり和歌山県のほうから所有者に対して改善勧告を出し、さらに改善命令を提出しております。改善命令の期限は平成27年12月18日でございます。改善がなければ行政代執行を検討するというふうに、県のほうから聞いております。県の担当者が、所有者に対し幾度となく改善の説明を行っております。さらには、建設課も同行し所有者に対し改善の説明を行っておりますが、所有者からの答弁といたしましては改善する費用がないということの返事を伺っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これも県が対応してもらうものとして何らかの措置または改善策が出てこようかと思いますが、それ以外に国の特別措置法に値する特定空き家等は本町にまだほかにあるかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御質問のありました空家等対策の推進に関する特別措置法というのが、昨年国のほうで公布され、ことしの5月26日より施行されております。全国で820万戸の空き家があるというふうに報じられております。措置法の内容につきましては、まずは空き家の調査、それから空き家のデータベースの整理、さらには対策を行うという法律でございます。

空き家の中には、議員御指摘のとおり特定空き家といいまして倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の物件を特定空き家というふうに位置づけしております。ただし、本町の

現在の進捗なんですけども、法律が既に施行されておりますが、県内同様になかなか法律どおりの調査は進んでおりません。現在、和歌山市だけがこの措置法に基づいて調査を行っているというふうに和歌山県のほうからお聞きしております。県内では、各担当が担当者会議を三、四回、開いて常に情報交換を行っております。今後、この法律に基づいて本町も取り組みを進めていかなければならない状況でございますが、具体的に来年度から行うというところまではまだ至ってないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 昨年、国交省が危険な空き家の判断基準を盛り込んだガイドラインの作成に乗り出して、ことしの5月末までに市町村に示すというようなことがあります。これは市町村という我々の町にもガイドラインは出されておるんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） ガイドラインにつきましては、一応特措法の内容、さらには今後進めていかなければならないというようなまさしく目次だけございまして、具体的な内容の部分にはまだ達していないのが事実でございます。

それと、先ほど答弁の中で漏れたんですけども、あくまでも民間団体の調査結果ですけれども、那智勝浦町におきまして約25%の空き家があるというデータが出ております。ただし、この空き家の定義につきましては、実際に人が住んでいない居宅を空き家というふうに判断しておりますので、その中で約25%が空き家として存在しているという、これはあくまでも民間の資料でございましてそういうデータは町のほうでは確保しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これは、今和歌山市のみこういった特定空き家等のことに取り組んでるということですが、和歌山市のみならず本町においてでも空き家、観光立町として壊した住宅等を置いておくのは非常に目立っておると思います。そこで、今後空き家等の適性管理に関する条例なり、また空き家にしている理由、壊したいけど壊せない、更地にしたら固定資産税が上がる、そういったものを含めて老朽危険空き家等に関する固定資産税の減免等々の関連条例等をつくるような考えはないですか。

○議長（中岩和子君） 税務課長久葛君。

○税務課長（久圓章功君） 固定資産税の減免の関係で御質問を受けました。空き家対策の特別措置法を、先ほど建設課長からお話がありましたが、27年5月26日から施行されたということで、その中の15条の第2項において、国及び地方公共団体は市町村が行う空家等対策計画に基づく空き家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずることということになりました。これを受けまして、地方税法におきまして空き家等対策に関する特別措置法14条第2項で、市町村の除去の勧告を受けた場合、敷地の土地について住宅用地特例から除外されるということで、固定資産の軽減がなくなるということになっ



てございます。

以上のことから、特定空き家等について、市町村等の除却等の勧告をした場合6分の1の住宅用地の特例がなくなるということで、先ほど説明したんですが、町において条例で除却等の勧告をした場合に住宅特例がなくなるということで、地方税法で。町においても、除却等の勧告をした場合の住宅用地について、住宅固定資産税の軽減をしようとした場合に地方税法との整合性がとれなくなってしまうということで、今後除却等の勧告前、勧告後じゃなくて勧告前に固定資産の軽減について関係法令との整合性はどうか、軽減措置は可能かどうかというのそこら辺を研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 済みません、時間も過ぎてきておるんで、質問はなるべく短くさせていただきますので、説明を短くお願いいたします。もういいです。

それで、またこの特別措置法の中で、空き家等とはただし書きで地方公共団体が所有または管理するものは除くということがございます。本町において、これも見逃してはならない問題もあろうかと思えます。現在使用されていない観光会館や宇久井のフェリー岸にある事務所、また浦神小学校、下里保育所等々、使われていないもう恐らく廃屋になったような町有財産はどのように対応して管理をしているのか、これについて。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 不要といいますが、公共施設の中で使用にたえられないものにつきましては、できるだけ処分していくのが方法かと思っております。しかしながら、予算との関係等もございましてなかなか処分できない、さきの利用方法が固まればそのときに取り壊しをかけて新たなものをという計画ができると思えますけども、今なかなか取り壊しだけ単独でやるということは難しい状況となっております。

ただし、公共施設の管理の計画を立てるように県からも言われてございます。存続するものと、それから処分していくものときっちり分けて管理するようにということも言われておりますので、できるだけこのことについては研究していきたいと思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 存続するものと廃棄するもの等々言われますが、恐らく存続するものが今後出てこないとは思いますが。以前、平成21年か22年ごろに町長が1期目になったんかそのころに観光会館の解体調査費というようなものが出されたというようなのは議会事務局のほうでも聞いたんですけども、そういったものはあったんですか。また、その結果は使ったんか、どんな結果だったのかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） たしか予算を計上させていただいたと思えます。未執行に終わったと思っております。観光会館の中につきましては北浜の会館もございまして、同時に建設することも必要となっております。それにつきましては、区民の皆様のまた御理解も得なけ

ればなりません。その中で、なかなか取り壊しの予算を執行することができないということで、調査費も未執行に終わったと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 恐らく、今残されたものを再利用するということになれば、考えるには下里の出張所ぐらいになるのかなと私も思うんですけども。浦神の小学校跡地の体育館はスポ少が使っていたら雨漏りした、直してくれ言うたら消防の検査通らんから使えん、そういうふうな形でほとんどが使えない状況になっておると思うんです。さらに、今後新病院の建設が、建設し完成したならば今の天満地域にある温泉病院の跡地、大きな跡地、またクリーンセンター等の建設等については天満の奥にまた新たなる古い建物が残ります。そういったものが残りながら、町はこの特措法ではただし書きにより除外しますよということでそのまま残して、ほんで住宅個人の所有者に対しては古くなったさかい改善しなさい、何もかもしなさい、こういう勧告は町としてはそこら辺も、正直私もわかります、金の要ることですんで、そういった部分を踏まえてこの町有財産の処分というのを考えていただきたいと思うんですけども、先日総務委員会で総務課長からこの財政シミュレーションの中の説明をいただきましたが、この中で財政健全化への対応と歳入の確保について、シミュレーションの中では効率的な町有資産の運営、また町有財産の効果的な活用というような文句があります。ここら辺も、うたい文句だけではなしにそういった大きな町有財産がある中で、より町が財産を確保できるような処分方法を考えて町並みを美しくしていく方法を考えていっていただきたいと思います。もう答弁は結構です。

ただ、この残されたそういった物件について、今後建物自体が古くなって、鍵をかけてあるさかいに安全やと言っておるかもわかりませんが、これは犯罪の温床にもなりかねない建物になってくる可能性があります。そういった方のもも定期的な内部の建物の管理、また警備等、点検等を常々行っていただきたいと、かように思います。

次に、グリーンピア南紀の件について、跡地利用についてお聞きします。

グリーンピア南紀跡地につきましては、私も十分ではないんですけども、平成17年4月に臨時議会におきまして購入予算が議決されて同年8月に取得以来、中国企業との間で賃貸契約が締結されて、また幾多の議会との協議の結果、平成19年12月をもって白紙に戻された。そこまでは私もわかるんですけども、その後、平成20年10月20日検討委員会設置要綱が制定されて、同年11月から平成21年6月末まで公募をして株式会社湊組が推薦されたとあります。また、平成22年8月26日、両町長名でこの協議の終了を湊組に通告したとあります。

その後についてお聞きします。その検討委員会設置要綱がまだ今残っておるのか、またほんで検討委員会が存在するのか、それをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピア南紀の跡地につきましては、利活用の検討委員会を太地町と事業を公募した経緯がございます。それにつきましては、湊組さん、県内の業者さんとお話をさせていただいたんですけども、ホテル棟の活用が後になるということがございます。

まして、なかなか難しいものがありましてそのお話は消えております。

利活用の検討委員会なんですけども、その時点でもうなくなったものと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） なくなった以降は、前回の9月議会までは、7月に国の10年経過を得て国の縛りもなくなっていると聞いておるんですけども、9月の議会で12番議員が一遍質問されたときには、今後とも太地町と協議していくという答弁であったんですけども、それ以降はこの9月から12月まで何もないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 以前にも私ども、中国系の企業とそれから県内の企業ということで活用のほうを十分させていただいたと思います。県内の事業者であってもなかなかこの条件の中では、売買契約のほうの特約の、所有権が移せないという売買契約の中ではやっぱり難しいというのが現状でございまして、この7月を過ぎてその契約が期限が来たことからまた新たな利活用というのが考えられるようになってまいっております。ただし、本町につきましてはホテル棟ぐらいが利活用できるということで、那智勝浦道路よりも山側につきましてはなかなか利活用がしがたい面もありますので、そのホテル棟につきましては太地町さんと一緒になって利活用を今後積極的に考えてまいりたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） このことにつきましては、太地町の領域が大半でありますので、太地町さんの意見を十分尊重した上で今後とも跡地利用に努めてもらいたいと、このようにお願いしておきます。

次に、5点目で、町長お聞きしたいんですけど、本庁舎、先ほど長計のときであったと思うんですけど、この庁舎は柱に根巻きしたり何やかんやしながら強度を補強しながらやって、最近まだ中・長期的に建てる計画があるんですか、ないんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 庁舎の建設でございまして、本町はやらなければならない事業がまだありますので、建てたいという考えは持ってますけども今の計画の中には入ってございません。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 建てたいという気持ちはあるけど金がないということですよ。ならば、この議会の3階、ここには昭和47年建設以来、あの当時の議員さん30名ほどおったと思うんです。恐らく男性議員ばかりだったと思うんですけども、そのときの今の議場がそのままだと思います。そこにはトイレが1カ所ということでやっておられますが、新宮市なんかは今回市会議員の選挙で若い女性が当選されまして、今後議長に大変失礼なんですけども、我々の中でも若返った中で女性が議会の場へ登用するというような機会もあろうかと思っております。

そういった中で、この議会に20年前から女性議員はおられるんです。その間、町長3期ほどの議員活動もして議長もやってこられた中で、体験として他市町村からの視察等をここで受けますよね、そういったときの女性議員とか、また女性のほかの総務課なりの視察でもそうですけど3階使いました中で女性が来られたときに、恐らく2階まで行ってもらい、1階まで行ってもらうというような対応をとっておると思うんです。これはまたきょうもたくさんの傍聴者の方が来られておりますけども、女性の方も大変たくさん見受けられますが、このことについて、このフロアにも女性用トイレ、これ必要ではないかと思いますが、町長どのようなお考えでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員おっしゃるのはもう重々御理解できますけど、ただトイレの場合は配管ということになると、この中の位置でどこに抜いていくかということが、下水の合併処理のところまでどう誘導していくかというのがなかなか難しい面があるのかなと。そういうことがクリアできるような方法、例えば今議員の控室のあたりをちょっと改修できればそういうことができるのであればそういうところも、ただ今のところ予算上の計上というのは難しいんで、行く行くはつくるのであれば議員控室の一部を改修せざるを得んのかな、ただそこから配管を持っていくということになると、なかなかコンクリを剥いで配管を埋めていくということも難しいですし、その辺も検討課題として我々としても将来に向かってできるような方法とか、また議員も技術者でありますので、こういう方法があればというようなことがあったらまた御助言いただければと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長の説明の中で非常に難しいという中で検討課題としてという分があります。また提案があればというふうに言われましたけど、まず私提案させていただきますには、今の便所の隣、湯沸かし場があります。あそこは水はけも防水もやっておると思います。あのスペースでは女性トイレ1基は十分できると思います。それで、その湯沸かし場を議員控室とするならば、配水管と給水管、給湯管ですか、その管3つぐらい抜くだけでほとんどいくんじゃないんですか。そういったことを十分考えた中で前向きに検討してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 炊事場の配水管というのがどれだけのパイプが入ってるかというのが私もわかりませんが、通常50ミリぐらいなもんなんで、その辺がどうかというのもちょっと見当が付きませんが、その辺も調査なりをしてみたいとは思っています。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 合併処理の中でだと思っんですけども、炊事場の配水管ではなしに、隣のトイレの汚水管のほうへ接続するだけで十分対応できると思うんです。そこから辺、今町長おっしゃったように検討ということは、私余り検討するという言葉は好きではないんですけど、いつこの検討結果を見られるか、もうそのまま見過ごされていくんではないかというような気

もしますけども、ぜひとも前向きに考えてやっていただきたい、そのように考えます。どうかよろしくお願いします。

また、これは答弁は要りませんが、私議員としての質問ですんで、この議会の議場の3階のトイレをお願いしていますけども、女性登用ということでは消防署に対しましても、消防署もやっぱり女性隊員とかいろんなことを国からの指示の中で女性登用をせいとかというようなものが出てこようかと思えます。そういったことも含めて、古い建物であるがために残しておくというようなことのないように前向きに対応してもらわなければ、いつまでたっても明るい前向きな行政になってこないと思えますので、よろしくお願いします。

さらに、次に移らせてもらいます。

2点目ですけども、この宇久井地区の尾後地内、株式会社チスイの用地造成が今現在行われておりますわね。この地につきましては、昭和40年代に飛行場をつくるとかの計画が持ち上がって、周辺に競技場や球技場をつくる計画も持ち上がったと思うんです。

その中で、株式会社チスイが約115ヘクタールの田、山を取得したと聞いております。このときの、私役場に入った当初ですんで薄々思っておるんですけど、その後農地転用をめぐって宇久井区の同意が必要となって幾多の協議の末、平成11年12月、区が同意した。以降、進捗状況が悪く再度この同意が破棄されて、平成22年9月に再度同意をし直したということがあります。

その後、再三現地説明会が持たれて町道の復旧や調整池の確保、造成、盛り土の高さ等の明記をした覚書が区、所有者、町との間で平成25年12月13日付で締結されておりますが、このことは町長御存じですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 締結されてるということは聞き及んでおります。どういう内容かというのは見てませんが、聞き及んでおります。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） もうさらっと聞きます。この覚書の中、第1条には町道の復旧について早急に着手しということで、最終期限として平成28年3月、本年度中に完了するという事になってます。それから、盛り土の高さ等につきましては、平成30年3月末までに造成工事を完了するということがございます。その点のことについての覚書の内容であります。

そういった経過を踏まえて、この造成をしていく中で、進捗状況、今の進捗はどんなものか、建設課長。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員質問のとおり、平成25年12月13日付で地元総区長、それと町長、宅造事業者の3名で覚書で交わしております。内容につきましては、町道の復旧、調整池の整備、盛り土の高さを下げる、この3点でございます。平成27年11月6日に地元区の役員さん並びに町、それと事業者の担当者で現地を確認して、覚書の進捗につきまして相談をさせていただいております。

結果から申し上げますと、覚書どおりの進捗はできておりません。町道につきましては、約900メートル間の工事を予定しておりますが400メートル間しか進捗できず、なお側溝は未整備、これの期限は平成28年3月末です。調整池につきましても、安全柵の柵が未施工、盛り土の高さにつきましても、一部で下げた工事を行っておりますが宇久井区の希望の高さにはなっていないです。したがって、この期限内で覚書の内容の完了が不可能でございます。

町といたしましては、宅地造成規制法に基づく報告の聴取という項目がございますので、現在この覚書を履行する具体的な期限、さらには工程について、事業者の会社の中で判断できる役職の方に現地に来ていただいて、そういった今後の方針を説明していただくという準備を進めておりまして、期限といたしましては、来年中旬を回答日として現地へ来ていただく準備を今しております。それに伴いまして、会社の方針が決まり次第、地元総区長とも今後の進め方について十分協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 時間延長を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それで、この11月6日に町と区と業者間で現地説明会が行われております。私もこれに立ち会ってもらっておりますが、今課長が言いました町道延長900メートルって言いますが、事業者に話を聞くと延長約2キロというような話をしています、幅員4メートル。進捗状況は現在30%ほど、恐らく配水管の埋設と道路形態の盛り土等があると思います。それから、那智の災害に伴ってあそこへ残土の受け入れをしてチスイは、大きな収益を得たと聞きますが、盛り土高は区の協定書にもほど遠い10メートルほどにもなって、今現在低くしている状況であります。

そういった中、チスイに早く町道も盛り土対策もそれから調整池も進めてほしいという区の要望をしたら、新宮の区のチスイの関係では、若い社員が僕ら言うても本社聞かんのですよ。済みませんけども行政のほうから、町長のほうから強く要望をしてもらえませんかというような弱音ともとれるものが出てきておるんです。ですから、チスイの本社ではやる気があるのかなのかという、今建設課長が言った役員とはどこの辺の役員を充てるのか、やはり本社に対して強くこの要望をされることを要求しますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在のこの事業者の社長が当時の準備期間、平成11年にこの許可が出るんですけども、そのときのちょうど担当が現在社長になっておりますので、状況等を一番わかる方でございます。町としてはその方に現地へ来ていただいて復旧の工程を詰めたと思っていますが、向こうの都合もあると思いますので、判断のできる方にこちらに来ていただくというふうに今も既に文書はつくっております、発送の手前まで来ている状況でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 済みません。それでは、この2つ目の町道路線変更については時間の都合上、飛ばさせていただきます。

3番目の、町管理の尾後川、県管理の長野川の改修進捗等について、今現在どのようになっています。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

町管理の尾後川につきましては、現時点では改修計画はございません。ただし、ただいま話している造成工事の中で調整池が完成しております。造成地の水が一旦尾後川を通過してその調整池の中に入り、そこから長野川のほうへ出る構造になっておりますので、洪水時にはその調整機能が確保されると考えております。

それと、県管理の長野川の改修につきましては、現在用地買収が終わったところから工事を進めています。これは県の工事です。現在自動車学校の裏の護岸を施工中でございます。今後はJR側の護岸並びに町道宇久井73号線、ちょうど踏み切りと橋のかかっているところなんですけども、その橋のつけかえの工事が予定されております。JRの高津気踏切につきましては、県の担当者から現在のままというふう聞いております。

以上が進捗でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） わかりました。それで、先月宇久井地区で町政懇談会があった中で、いろんな要望も出たと思います。その中で、大雨が降ると長野川氾濫で通学路である今の高津気からの踏切から国道までの通学路等が低くて浸水になる、この改修はどうなるの、これは教育委員会に対して十分説明してくれというようなこともあったと思います。

そういったことも踏まえて、今後そういった長野川の改修等でそういう氾濫等、また児童の通学路の危険性がなくなるように早急に対応してもらえるよう、全体を含めて町は誠意を持って対応してやってほしいと思います。よろしくお願いします。

最後になりますけども、宇久井の中学校は避難地域として指定されておりますね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難の避難場所として指定されております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 避難経路はどうなってるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 湊側からの避難場所、これにつきましては町が整備させていただきました。それから、神社のところから上がっていく避難路があるかと思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 神社から上がっていく避難路と今説明ありましたけど、あれは避難路ですか。あれは宇久井中学校建設当時の生徒の通学路、帰宅路ではないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波等のまさかの場合にはあそこは避難路として活用できる  
とっております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この件について、先月宇久井地区で11月19日、避難訓練を実施したとあ  
ります。そのときに、震災というんですか、地震等は夜だけのものではない、平日にも来る、  
平日にあそこで津波警報というか、地震が来たらすぐに逃げなあかんねやけども、あそこには  
あの細い道1本であそこにどれだけの避難民が出てくるか想定したら、宇久井小学校生徒約  
160人です、宇久井保育所、園児あります、その200名を恐らく宇久井の自主防災なり地域の  
方々は先に避難させると思います。そうなったときに、前回の避難訓練であそこで集中してみ  
んなが上がれないという状況があります。細くて2列にもなっても上がれない、ほんでお年寄  
りがさきが上がったら抜けない、ゆっくり上がらなければならない。

そういったことを踏まえて、今まで町でも避難路に、自主防災組織の中で避難路、各地区つ  
くられておる、宇久井もつくっております、町から材料支給の中で労力を自主防災がやってつ  
くっておりますけども、その避難民に対応した避難路というのは必要不可欠だと思うんです。  
ですから、あの保育所、小学生の避難を安全に避難すすためにも、またあの地域の向地地区、  
中芝地区の方々が素早く避難できるように、もうあそこへ町から、もっと年寄りも上がりやす  
い、構造的にはどうなるかもわかりませんが、ものがつくれないか検討、これこそ検討と  
いうのですか、前向きに調査していただけないものか、お聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 11月19日に宇久井区が行った津波避難訓練ですけども、こち  
らのほうでその避難路に一度に大勢の方が重なってしまったということで、階段が渋滞してし  
まったみたいなことはお話は聞いております。ただ、町が優先して行う避難路、避難施設、タ  
ワーにつきましては、まずは津波避難困難地域の解消をしなければならない地域、まず優先さ  
れる箇所から行ってまいりたいとっております。

あの地域につきましては、三連動につきましては津波避難困難地域から外れておりますの  
で、もちろん地域の安全を確保するためには避難路は必要ですし、あれだけの人数の方がおら  
れるんですから今後はやはり考えていかなければならないところかと思えます。実際に区のほ  
うからも要望も聞いております。ただ、まず町が行うべき優先される避難路、避難タワーとか  
避難施設とは外れてしまいますので、そちらのほうにつきましては、大変申しわけないんで  
すけども区、自主防のお力をまずお借りして、少しでもまずは解消できるような形で持っていき  
たいとっております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 大変、御無理な要望かと思えますが、まず人命を助けるためにもやっぱ  
り安全な避難路が必要だと思います。先ほど、何番議員かのところの町長、町が用地なり何な



りを確保してもらえよう努力をしてもろたら云々というような答弁もあったと思います。その点についても、十分区も自主防災も一緒になってあの用地を確保するに動くと思いますので、ぜひとも住民の安全、その3種がどうこうと言っておる間にこの津波というのはどんだけのものが来るんかというのは頭の中で想像以上のものが出てくると思いますので、そこら辺を踏まえた中で、避難タワーとかそういった大きなものを望んでおるわけではございません。そこら辺も踏まえて、宇久井中学校へ避難できる、もう一つもっと広い避難路の設置を那智勝浦町の支援をいただきたい、このように要望をして、時間をとらせましたけども私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中岩和子君） 亀井議員の一般質問を終結します。

5分休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時59分 休憩

17時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、12番東議員の一般質問を許可します。

○12番（東 信介君） それでは、時間延長をしていただき貴重な時間を使って一般質問をさせていただきます。

まず最初に、防災についてなんですが、避難所の指定について、他町村では避難所の種類の項目別に分けて避難所を指定されてます。指定避難所で、津波からの緊急避難所とか要援護者用の避難所とか、あと自治体の避難所とかということがあるんですけども、単刀直入にもう言います。多分この自治会での避難所の指定になってる清水の生花店の裏にある避難所なんですが、どの防災マップでもここが避難所という指定がないんで、地元の人にはあそこに避難所があるというのわかるんですけど、これは町の指定の避難所にならんのか、その辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 御指摘いただきました教会のところの避難場所と申しますか、丘なんですけども、現在県のほうで急傾斜と申しますか、県の事業で階段を今設置しているところでございます。工事終了後には緊急の避難場所として指定に向けて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは次に、避難訓練のあり方なんですけど、那智勝浦町としてこの先どういうふうな方向性で避難訓練をされて、どのような人命を守る施策としてやっていきたいのかなということをお聞きしたいんですけど。その辺からまず一つお願ひします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難困難地域とか被害想定とかが出されてございます。

三連動、それから南海トラフということで非常に厳しい状況があります。それで、その解消のためにもハード整備、10年間で何をすべきかということも示されつつ来ております。それだけでは十分ではありませんので、やはりソフトとして避難訓練というのが大変重要となってまいります。

11月5日の日にも統一して避難訓練をしたわけなんですけども、先ほどの宇久井の例にもありましたように、実際避難をしてみればそこに皆さん多くの方が集中するよというふうな話もございます。実際の訓練を行いまして、動機づけといたしますか、被災したとしても早い時間内に逃げるということを目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと資料を持ってきたんですけど、こういう資料がありまして、前回NHKかこのテレビ局か忘れたんですけど、本当に個別で避難訓練されてるんです、一斉じゃなしに。これを持って、今議長にも携帯電話について出してもええって言うてお伺い立てたんですけど、簡単にこういう避難トライアルというて、設定したら今の地点から避難所まで津波の来る時間とか全てクリアされてあると。だから、避難しやる間に津波来てあなたの避難はだめですとか、避難所まで着いたらあなたの避難はオーケーですとかということがもう全てこの携帯電話でできるんです。

それで、どこの市町村か忘れちゃったけど、これがお年寄りやったらこういう使うの無理やということで、学生さんと一緒にペアになって避難困難地域とかそれに近い方々が避難訓練をされてたと一度テレビか何かの取材で見ました。避難困難地域というのは、その後の質問もあるんですけどこれと関連して、多分県が出された避難困難地域というのは、地図上でこういう曲がり角があったら何メートル、分速30メートルの話で計算されたんやと思うんですけど、現実とはかなり離れてあるもんやと思うんですけど。実際こういうもんがあって、この出たデータというのは京都大学の矢守教授、このデータがその大学のコンピューターの中に入っていくんです。後で例えばそういう大学とか連携された場合、こういうものを使った場合、どこが那智勝浦町の避難困難地域になるかとか実際地図上で出したもんよりリアルにわかってくる。だから、絶対この辺には避難タワーが要るとかということの情報が町内でやっていただいたらすぐリアルに出てくるんで、この辺は絶対必要ですよということが出てくると思うんですけど、その辺についてこういうようなものを使って避難訓練とか避難困難地域の解消についてというのを検討されているのか、その辺をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） このソフト、逃げトレとかというふうなお話で、京都大学の防災研究所が開発したものということで議員さんにも教えていただきました。私どものほうでもどういった内容のものなのか確認させていただいたんですけども、今現在は堺市と高知県の四万十町だけの資料ということでございますけども、これを活用しますと、今議員さんおっしゃ

られたように実際に自分が今から避難をする、津波が起こってどれぐらいの時間に津波が来るというのが情報としてわかっておりまして、それを逃げながら確認しながら逃げていくと。そういう結果、収録データもその方にもわかります。また、ビッグデータとして集約もできるものと考えております。

この種のアプリ、ソフトなんですけども、この利用につきましてはぜひ活用してみたいなと。課題の抽出をするために、個人で、全体で避難するときもそうなんですけど、皆さんがそれぞれこういうソフトも活用していただいて、どういう問題があるのかというのをしっかりと把握していただきたいなと思っております。

これにつきましては、町といたしましては県から出されました津波避難困難地域の解消、ハード面、そしてまたソフト面をやっていきます。その次にあるものは、津波避難困難地域解消のための協議会、地域部会を行います。そのときに非常に有効なものじゃないか、そのときに生かされるものじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 将来的には、東南海トラフ巨大地震にも対応できるような形でやって、もっと詳細な形でやっていくそうなので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、防災について、災害時の医療連携についてお伺いします。

いろいろお聞きしていたんですけど、例えば那智勝浦町内にある現時点で医療機関が三連動の震災に遭ったときに使える病院であるんですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

町内の診療機関につきましては、その災害の規模によると思うんですけども、現状当院、町立温泉病院でいいますと、耐震化は古い建物でできておりませんのでそこら辺は確約というのはできない状況でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 多分、簡単に言えば浸水域の中に全部入ってあると思うんですけど、そうですね。色川診療所以外かな、それ以外は多分町内の医療機関で全部全滅する可能性があるんやと思うんですけど、その辺について他町村との医療連携、近隣の、その辺はどのようにされてるのか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

現在、県を中心にして災害時の医療の態勢を整えてございます。

県内は7つの保健医療圏に分かれておるんですけども、その中で災害拠点病院というのが10病院、それと災害支援病院が13病院指定されております。当院も一応新宮保健医療圏の災害支援病院として指定を受けております。

その中で、大規模災害が起きた場合はその拠点病院を中心に医療の連携をとることとなってございまして、各保健医療圏には合計20名の災害医療コーディネーターというのを委嘱しておる専門医師20人をそれぞれ医療圏に配置しております。大規模災害が起こったときは、その災害医療コーディネーターの医師が中心となって医療情報を集約し、それぞれ医療の連携を図るということになってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ですね。きのくに医療連携システム青洲リンクでリンクがあって、電子カルテが和医大ですか、一括化されてある。例えば、那智勝浦町の町立病院で患者さんが災害に遭われて行く病院がなくなった場合、多分医療センターはその電子カルテを持ってあると思うんです。そのほかの民間病院さんはそういうことを利用できひんと思うんですけど、多分医療センターだけで賄えるものではないと思います。

先日、僕も透析の件で説明会に顔を出させていただいたんですけど、今何人かの議員さんが透析について問われてたんですけど、聞いてると、その新病院の中では新たに透析部門というのは難しいと思うんですけど、那智勝浦町の医療関係にかかっている患者さんで一番優先順位が高いというのは透析患者さんかなと思うんですけど、例えば新病院の中からの意見の中にも民間の透析施設を勝浦に誘致できんのかという話なんですけど、そういう意見が出たという先ほどお聞きしたんですけど、この辺はいかがなもんなんですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

まず、透析患者さんの災害時のときの対応について、御説明をさせていただきます。

先ほど言いました県の医療情報の集約につきましては、県というか全国的に広域災害救急医療情報システムというのが稼働しております。エマージェンシーメディカルインフォメーションシステム、いわゆるEMISというんですけども、これが稼働しておりまして、災害時、各診療医療機関において、自分のところの病院がどういう被災を受けているか、あるいはその診療状態がどんな状態かということを入力したものが情報として集約されます。それをもとに、現在透析患者さん、これはうちに限らず各透析患者さんのほうで個人のメールアドレスを登録していただいております、その情報をもとにまず患者さんに安否確認をし、そしてその透析ができる地元近くの病院で、通われている病院で透析ができない情報がもしあればそれを配信し、透析ができる情報も配信するようなことになっております。もし、圏域内でそういう透析医療機関で透析を受けることが無理な場合は、当然県や町が中心となって広域搬送も行って対応していくことになるかと思います。

あと、町内の透析医療機関の云々なんですけども、現時点では委員会でもお答えしたように病院の施設自体を新たに建てたり、あるいは透析のための機器を入れて施設全体を新たに作るということは非常に高額なことになりますので、町としてはなかなか難しいんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） その透析の廃止の説明会の中でちょっとお聞きしたんですけど、水害のときに町立じゃないところへ自衛隊で運んでいただきましたという声も聞いた。三連動の津波のときになったら県がやってくれる、町がやってくれるということでできるのかな。町内の病院というのは透析できん病院も合わせても浸水域の中であって、最低限何らかの形で町内で浸水域じゃないところに透析できる施設を担保するのは町の役目ではないのかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

現在計画している新病院はぎりぎり浸水域ではない地域なんですけども、現在御説明させていただいているとおり医師の確保等が非常に困難な状況の中で、また建設費の部分でも新病院については透析部門については廃止の方向で御理解をいただきたいと考えております。透析患者さんの災害時の対応につきましては、先ほど申しましたように近隣あるいは広域搬送も含めて考えて対応させていただくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） もう新病院については契約してますからね、鴻池さんと。新たにその中へ透析部門を入れるというのは難しいって先ほどから何回も聞いてるんですけど、医師の確保ができんというても民間ではやられてますよね。新宮でも何件かの民間の透析医の病院があると思うんですけど、例えばそういう分院とかという検討もできんもんなかなと思って。これは、那智勝浦町としてはやっていかんかったらあかんことちゃうかなと思うんです。お金がかかる、かからんとかということやなしに、最低限町民の安全を確保するということは必要やと思うんですけど。検討せいというても今新病院の中でだめですと言いやるから検討はしてもらえんと思うんですけど、頭の中に入れておいていただきたいんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） お答えいたします。

議員からの貴重な御意見として承りさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） またこれからも、この件についてもうちょっといろいろ質問していきたいと思うんですけど、きょうはもうこの辺で。

次に、鳥獣害について。これ、以前私一般質問の中で取り上げたことなんですけど、バースコントロールというて避妊調整とか産児調整とかというて子供ができるのを抑えるということで、ニホンザルの対策について何かできんのかという一般質問をしたことがあるんですけど。26年に徳島県で、総額の予算しかわからないんですけどこういう生殖制限をされて実証されているということをお聞きして調べさせていただいたら、現実的にやられてるということで。鉄

砲でハンターが撃つのと一緒にやられてるということなんですけど、その辺についてどうしてお考えかお聞きしたいんですけど。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃっております徳島県の猿対策でございますが、おっしゃられるとおり捕獲、追い払い以外にバースコントロールで試験的に行っていると聞いてございます。26年度の実績につきましては3頭、それから27年度現在、2頭の見込みということで、検証はまだまだできていないということでございます。

本町におきましても猿の被害というのは相当ひどいものでございます。こういった手法も、効果のほうを調査させていただきまして今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは生息状況を把握してからやっていくことなんで、ことしやったさかいどんだけという実証が出たということじゃないと思うんですけど、ハンターによる頭数を減らすのとイコールこういうこともやっていかざるを得んのかなと思うんですけど。これはすぐ実証数が、今5頭ですか、これが結果がどうなったということは物すごいわかりにくい、10年、20年という続けていくことやと思うんですけど、もしその辺で結果が出たかというても、今のうちの鳥獣害対策についてこの予算を出せというのは難しいかもわかりませんが、こういうことを将来的に検討していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほどの徳島の件でちょっと漏れておったんですが、避妊した猿につきましては発信器をつけて離しているそうで、その群れの管理も行っているということでございます。そうしましたら、10年、20年見なくても結果のほう、効果のほうはわかってくるのかなとは考えてございます。

当町におきましても、発信器をつけて猿等の管理をしていく動きもございますので、それとあわせまして今後検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） よろしく願いいたします。

次に、少子化対策の観点から学校給食について。

先日、県政報告会の中で、主要施策の中に防災の次に少子化対策、人口減とかということが上がってたと思うんですけど。県はもう第3子から保育料無料という政策をとられてるんですけど、うちとしてはどういうふうな形をやっていくられるんか、私として、他町村でも第3子から小学校の給食費を無料とか2分の1の減免とかそういうことをやられているところが多いん

です。平均所得の低い和歌山県の中でも多分那智勝浦町は平均所得また低いと思うんですけど、その中で子育て世代の経済的負担を軽減できんもんかと思ってこういう提言をさせていただいたんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

少子化対策の観点からの学校給食についてということで、ただいま第3子の無料化というお話も頂戴いたしました。

那智勝浦町では、現在小学校でのみ給食を行っておりますが、給食費につきましては、材料費ということで受益者負担ということもありまして、現在、学校によりますけど1食当たり250円から280円の材料費を保護者の皆様に御負担していただいております。現在第3子等の無料化といったことはできておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほどの一般質問の中にも、2060年に6,000人でしたっけ、人口推計は。多分30人出てくのちょっとやめてよって、で、30人入ってきてよって簡単に言うんですけど、すごい難しいと思うんです。ただ、第2子がおって、第3子というのが今おられる方々にお願ひするみたいなんやと思うんです。これは、人口減少もそうやし少子化もそうやし、高齢化が進む中、少子化対策としてはこれうちとしてもこういうことも検討していかなあかんと思うんですけど、この辺いかがですか、町長。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

議員おっしゃるように、3人目の施策ということで、いろいろ給食の問題で給食費の問題、所得の関係からすると3人あれば1万5,000円ぐらいの給食費の負担というのは大きな負担になるかというところで議員の質問なんですけれども、我々としても、その辺について教育委員会のほうに、私としてもどのような対策がとれるかということを示してありますので、その辺については教育委員会の次長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

今回、議員のほうから第3子以降の無料化というお話を頂戴しまして、実際に那智勝浦町におきましてそういう世帯がどれぐらいあるのかといったことをまず調査してみました。

小学校に3人以上在学しているという家庭につきましては町内で16世帯ございました。そして、小・中学校、義務教育の範囲で3人以上在学している家庭というのが45世帯ございました。この場合4人兄弟で3人目、4人目ということを考えますと、対象が53人になってまいります。このような、昨今の少子化の影響があるかとは思いますが、思ったより対象人数は少ないのかなというふうに考えます。

ですから、給食費につきましては、大体年間5万円ほど御負担いただいておりますので、も

し小・中学校の在學生を対象に考えますと53人が対象になりまして、現在試算、単純計算ですが予算的には265万円が町負担となつてまいるというような形になっております。そして、これにつきましては県のほうの補助等もございませんので全額町負担となつてくるんですけども、今考えておりますのは、これが子育て支援ということになりますし、あるいは少子化対策、そして大きく言えば定住化促進の施策ともなるかと思ひます。他町においてはこれを定住化促進ということで大きく打ち出しているところもございますので、そういったことであります。当然それに対して予算が伴いますので、これにつきましては関係の部署と一度協議して今後のことを考えてみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 五十何名で何百万円ということではわかるんですけど、小学校の中に3人と、中学校までやったら何人ということなんですけど、中学校までは義務教育なんで、ぜひ中学校までの中で全額免除じゃなくても半額とかそういう検討も入れていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、宿泊者増への対策について。

回りにくい質問の内容なんですけど、以前から多分大学やクラブの合宿などの誘致に力を入れてあると思うんですけど、ちょっとお聞きしたところで、レスリングの強化合宿を那智勝浦町でしていただくということをお聞きしたんですけど、その辺のことをお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

レスリングの合宿でございますが、実績としまして26年度で、大会も含めてでございますが600人ほどが来ていただいております。そして、27年度におきましては、1月の予定も含めまして約900人が来ていただけるというような見込みでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 新たに、国体のときの県のレスリング協会の方とお話しする機会がありまして、ええなあ、勝浦すごいなあということで、これからの強化合宿を勝浦でしようかという話があるんですけど、その辺の先は何も連絡は入ってないですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃっているところかどうかはわかりませんが、12月25日からJOC杯の近畿ブロック予選大会及びその後の合同合宿は実施されると聞いてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） それで、大体で結構なんですけど何名ぐらい来られるかというのわかっ



てますか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 申しわけございません。こちらについては初めてのやつなので見込みのほうは出ておりません。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっとお聞きしたところでは二百何十名とかという、一番年末のお客さんの少ないときに来ていただくということなんですけど、那智勝浦町としても、議長も東京へ行かれたときにレスリングマットについての要望もされたというお話を聞いたんですけど、これからレスリングマットを新たに買うという検討はされてあるんか、その辺、済みませんがお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

レスリングのほうは、大きな大会等で、この間の国体もそうなんですけど、マットのほうは4面要るとお聞きしてございます。そして、現在国体のほうで買いましたマットが2面ございまして、あと2面必要となってこようかと思うんですけど、こちらにつきましては国のほうへ陳情いたしまして、現在補助申請の準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） お幾らぐらいかかるもんなんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 総額約580万円ぐらいの、補助率80%でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 国体のとき、皆さんも感じられたと思うんです。僕もすごい感じました。レスリングで、多分夕食食べた後、町なかでレスリングの方々が飲食されたり、いろいろそれをつぶさに見てきたと思うんですけど、多分何日間でレスリング関係者の人は580万円以上使っているんじゃないかと思うんですけど、この補助要請を準備しているということなんですけど、これでしっかり補助をいただいたら結構なんですけど、例えばこれに漏れたとしても、ぜひ前向きにレスリングのマットを購入して、これからレスリングについての合宿ですか、そういうことをどんどん誘致していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

先ほども申し上げたとおり、レスリングの合宿等の人数のほうは年々増加してございます。そして、観光協会のほうにも力を入れていただきまして、どんどん誘致の活動のほうを行ってっております。恐らく、補助申請の段階なのでわからないのですが、補助が通らない場合でも

この予算については検討はしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 那智勝浦町にも優秀な人材がおられるんで、和歌山県代表やなかったですけど那智勝浦町だけで4人の国体選手がおられるということなんで、ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 12番東議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

あすは一般質問の予定となっておりますが、本日で全て終了しましたので、あすは休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、あすは休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時39分 散会